

ウイメンズ フォーラム '93

連続公開講座

# 女性と家族

—国際家族年に向けて

記録集

日本婦人問題懇話会





ウイメンズ フォーラム '93

連続公開講座

# 女性と家族

—国際家族年に向けて



日本婦人問題懇話会

ウイメンズ フォーラム '93

連続公開講座記録集

## 女性と家族

—国際家族年に向けて— 目次

私たちが望む国際家族年 駒野陽子 4

第1回講座「女性にとって”個人”と”家族”は」 6

これまでの家族・これからの家族 佐藤禮子 7

”家族”の図 12

一人は独り? —個として生きる— 金谷千都子 13

(投稿のお願い・要領) 17

第2回講座「法律の中の家族」 18

家族法・戸籍法と女の一生 榊原富士子 19

家族法改正年表／世界の家族法対照表 25

第3回講座「家族と社会保障」 28

「欠損家庭」とは何？—母子家庭の実情 関千枝子 29

(ウイメンズ フォーラム開催のあゆみ—その1) 33

母子家庭の年間所得金額の推移 34

家族介護が福祉の障害—誰が看る、私の老後 来栖琴子 35

(ウイメンズ フォーラム開催のあゆみ—その2) 40

公的老人ホーム三種類 41

第4回講座「”新しい家族“を求めて」 42

内なる「家族」をどう越えるか？—男性社会をリフォームする 津田正夫 43

オプシオンとしての「家族」—結縁家族のいろいろ 吉廣紀代子 50

連続公開講座「女性と家族」を終えて 駒野陽子 55

編集後記 56

※この記録集のもととなった連続講座、および本誌の刊行には、

一九九三年度東京都女性財団の活動助成を受けています。

## 私たちが望む国際家族年

駒野陽子

一九九四年は国連の国際家族年、と知った時、私たちの間にはかなりのとまどいと懸念がありました。国連の意図がまだよくわからなかった上、日本では「家族年」といえば、また女性を家族に結びつけよう、という方向が強くなり、国際婦人年以來、個としての自立した生き方をめざしてきた私たちの主張に逆行する動きが社会に拡がってくるのではないかと、思われたからでした。

そこで、さっそく国連の「家族年」に関する情報を集めると共に、日本の「家族年」キャンペーンが、出生率向上や、家族中心の日本型福祉の態勢づくりに利用されないよう、女性の側からの「あるべき家族年の姿」を積極的に打出していかう、と話し合いました。

国連の「家族年」設定の意図は、子どもの権利条約や、女子差別撤廃条約をはじめ、これまでの人権尊重の理念に立った諸活動を踏まえ、家族の中で誰もが平等の権利を持ち、他の誰かのしわよせを受けないですむ「家族」を実現していこう、とするもので、それを保障する社会の役割や責任を強調しています。そういう趣旨なら、私たちの主張とびつたり一致していますし、「家族から始まる小さなデモクラシー」というスローガンの意味もよくわかります。

高度成長の中で進行する女性の就労、高齢化の進行、出生率の低下といったドラスティクな変化は、日本の家族の姿

を大きく変えました。伝統的な三世代家族はどんどん減り、核家族が主流。二人暮らし、一人暮らし世帯も増えています。血縁や、制度や、社会通念に縛られない多様な家族の形も出てきました。女性たちは家庭の外での活動にどんどん進出していき、性別役割分業から脱出しようとしています。一方、男性中心の産業社会の構造や、社会通念はなかなか変わらず、その両方のせめぎ合いの中で揺れ動いているのが家族の現状です。

私たちは、この葛藤を軸に、これからの家族の姿を探る講座を企画しました。

変わる家族家族の姿と女性の意識や行動の変化。日本の法や制度の中に残る家制度の名残り、性別役割を固定化するしくみ。それにのつとつて進められている世帯単位の社会保障で、女性だけが背負う負担。こうした問題を検証して、これからの法制や、男女の意識をどう変えていったらいいか。全四回の連続講座はこうした狙いで組み立てられています。

幸い、この企画は、女性問題に関する研究や活動を助成する東京都の女性財団の事業で助成を受けられることになり、この記録集の発行までを含めて、百万円の助成金をいただきました。この小冊子はその連続講座（全四回）の記録です。

私たちが恐れた通り、昨年の終り頃から、「日本型家族年」を進める動きが目立ってきました。財界主導のウエルカム・ベイビー・キャンペーン、国連の家族年シンボル・マークの屋根の下、中心に赤ちゃんを据え、両親、祖父母、兄、姉たちを配した三世代同居イメージの政府ポスター、青少年の健全育成のため、家族の大切さを強調する自治体行事など……。政府も各省で家族年の施策を打出しましたが、国連のめざす男女平等の家庭や働く女性の仕事と家庭の二重負担の解消、労働時間短縮などの施策は「婦人の一〇年」の行動計画の中から抜き出しただけ。新規事業は、職場内保育所への補助金とか、地域の女性がパート型労働で働く母親を支えるファミリー・サポート・プランなど子育ての援助が中心。働く女性を苦しめている高齢者介護の問題などは家族年の施策には入っていません。

これだけ女性たちに介護を背負わせておいて、高齢者問題は家族年と関係なく、ゴールド・プランで……というのでしょうか。

あちこちで開かれる家族年記念行事のソフト・ムードに流されしないで、この講座で展開された本当の意味の「家族年」をめざして、残された半年間、女性たちが声を上げていきたい……そのための手がかりに、この記録集をご活用いただければ幸いです。

## 講座第1回「女性にとって“個人”と“家族”は？」

1993年7月17日(土) 午後1:30~4:00  
豊島区男女平等推進センター “エポック10” 多目的ホール



金谷 千都子

かな や ちづこ

評論家

冠婚葬祭、生活経済、高齢者問題を主な切り口として、女性問題、生き方、人間関係のあり方にこだわり、考察を続けている。

主な著書「これからのおつき合い事典」(文化出版局) 「新2人の結婚プラン」(大泉書店) など多数。



佐藤 禮子

さ とう れいこ

千葉県立衛生短大非常勤講師

関心は、ジェンダー社会学、住民参画。

93年に「住民参画を考える—女性問題解決のための施設と私たち(東京都)」(住民参画を考える会編)を発行した。



## これまでの家族・これから家族

佐藤 禮子

私たちは、心地よい、安らぎのある、より添い関係の中で生きていきたい。それが家族なんだと思います。しかし、実際には、家族として関係する（「家族する」）ことで、なんだか息苦しいことがあります。

まず、図1の絵の中に「家族している」いろいろなサンプルを描いてみました。子どものいないカップル、届出をしていない家族、血の繋がっていない家族、シングル仲間、同性家族、志を同じくしている仲間、一緒に住んでいない家族、ペットと家族している人などなど。一言で家族と言っても人によってとらえ方やイメージが違います。

しかし、現実には、「家族」とはこういうもの、こうあるべきものといった「つき家族が押し寄せて来て、息苦し

くしているのです。「つき家族が正統派だと信じている人はとても排他的です。

押し寄せてくる息苦しきの強弱は、それぞれ人の立場や、ライフステージによって違うので、図の中で、波型にして太さも変えてみました。そして、意識は教育をはじめとして、環境、周囲からの情報によって形づくられ、縛られるので、「情報」を散りばめました。

現実の「つき家族で全部くくられるのは辛いので、さし当たったの抜け道、「から」の解放の道として、波の間に隙間を作りました。自分の意識を変えるとか、外国に行くとか、周囲を変えるとか、さまざまな方法があるでしょうが……。

では、周りからどんな息苦しさが迫ってきているのでしょうか。そして、真ん中で「家族している」者が「」つき家族の抑圧をどうくずしていくかを考えたいわけです。

### 家族の状況

図の下の方から説明していきます。

まず歴史。大きく影響しているのが明治時代の、上からおしただく大日本帝国憲法、民法、教育勅語。家父長制家族制度の「家」には「戸主権」「夫権」「親権（現在のとはかなり違っており、親は子の名義で借金することなどができた）」がありました。家族員は、国家が担うべき社会保障の肩代わりをさせられ、後継ぎを産む嫁への役割期待は大きく、「家」が国家の土台をなしており、その頃の「忠孝」「滅私奉公」「良妻賢母」意識がまだ残っています。次に宗教。善い悪いは別問題として、宗教とは、解答を得られない問を問い続けることを人々が放棄した時、今、なしうること、何をすればよいかを示してもらうことで、心の平安を得られるという世界ですが、男が創つたものがほとんどだと思います。そこには、性的に女性に吸い込まれることへの、男性の恐怖、女である母から生まれたことへの生物学的宿命・コンプレックス、女の妊娠・出産・授

乳への神秘、月経血のけがれを忌み嫌う気持ちなどの思いから、女を避ける、近づかないための仏教神話、魔女神話をはじめ、いろいろな宗教が生まれるのです。でも、これが神が結びつけた夫からの離婚の禁止、献身、犠牲、従順、自分の種を宿し、育てる女性が母親として献身的にといったことからの母性愛神話などはみな宗教から道徳の方に波及してきています。家父長制の家族制度の秩序を保つためには、「先祖様の言う通り」というのが最適で、ここからは変革は生まれません。そして「家族」の中では、和が重視され、甘えや許しが繰り返されるわけです。

「べき」「ねばならぬ」といった慣習や想いが意識や暮らしの中に入りこんで日常行動をコントロールし、お互いの行動を縛り合っているのです。しかし、このあたりは、自分の意識でどういかなる部分だと思えます。国や、宗教によっても違いますが、「」つき家族は冠婚葬祭によく出きます。姓や、墓親族の弊害等は日本の今の法律にまで残っていて、個人の自由が「」つき家族によって無視されている例はたくさん身近にあります。

次に産業構造。ここは利潤追求の競争の世界です。生産性、効率が第一であって、家族がどうかとか、人の心がどうかとかというのは、ギリギリの所で考えられています。その中で、家族や家庭は、労働力再生産の場、疲れを取る

場として使われています。だから、お年寄り、「障害」のある人、赤ん坊などを、抱えていたり、介護や看護をしている人の家族は、どうしても初めから競争には乗ることができず、ハンディキャップとなるわけです。経済競争と「家族」の間で、単身赴任や、過労死、姑の介護のため夫の転勤についていけないとかの問題が生じてきます。

また、家族は良質の労働力培養の場でもあるので、競争好きで管理しやすく、ほどほどの個性のあるよい子が要求されます。その上に、それらを支えるために、効率よく利潤を追及し、生産性を上げることを続けているうちに、環境破壊が大問題になってきました。その後始末のため、女たちが家庭や地域で、資源をリサイクルしたりといろいろ工夫していますが、とてもとてもその程度では取返せるものではありません。

子育てなどで一旦退職し、それが一段落したらパートなどで再就職する働き方、いわゆるM字型の女の労働は、結局は女性のためによくないとわかっています。でも元々、安らぎを求め、より添いたいから家族をつくったわけですから、M字型を平らにするためにがんばってしまうというのでは、家族の絆がばらばらになってしまうのではないかと、それでは元も子もなくなってしまうと、女たちは葛藤しているわけです。

その一方、女の経済的自立がだんだん可能になることで、意識が変わり、結婚したくない女や「家族」の息苦しさから抜け出したい女も出てきています。

「家族」の機能とされていた、宗教も生産も娯楽も医療も教育も性もほとんどすべてが社会化され市場に出てきて、一番大事な心の問題も、家族で語り合い辛さを分かち合うよりも、カウンセリングに頼りなくなっています。

ともかく、市場領域拡大のため、個人用、家族用の商品がいろいろあつて、一人で生活することの不便さがなくなってきました。儲けるためにどんどん社会化されるわけですが、愛情もお金次第といったことが出てきています。また、家庭内労働というのは、家族の構成や、その時々々の家庭の状況によって労働量はまちまち、不平等です。ここでも押しつけられた理想の家族のイメージから外れた家族、外れざるを得ない家族をしている者たちには息苦しい。よりよく生きるために「家族する」、そのために働いているのか、働くために生き、それを支えるために家族があるのか。立ち止まって考える暇もないほどです。

### 日本の法律・政治

戸籍制度のある国は日本、韓国、台湾だけだそうです。

北欧はじめ欧米では自分たちのより深い関係を重視し、二人のことを国家とか教会に届出る必要性はないと、事実婚がどんどん増えても、子どもへの不利益は何もない。日本では婚姻届は夫婦同姓で、婚外子への差別はまだ解決していない。親子の関係は、親権というより、責務なのに、「子どもの権利条約」もILOの「家族的責任条約」も批准していないのです。

また、日本には「妻の座権」優遇政策があります。女が結婚して主婦になり、子育て後は、「百万円の壁」と言われる控除対象額内のパートで単純労働を低賃金でやり、老人介護の必要が生じたら辞めて、離婚もしないで、といった路線から外れたら損だと思わせるために作った制度ですが、金持ちのおじいさんが考えそうなことです。

雇用機会均等法はできて、罰則規定もないのでどうも実効性に乏しい。パート労働法もできて、まだ指針程度です。利潤追求にプラスになる範囲内で大企業から保護されている家族はまあいいとして、そこから離れた家族は崩壊寸前ではないでしょうか。

次に福祉。日本型福祉は家族間での相互扶助を前提としています。「つき家族が社会保障の肩代わりをするとなれば、たまったものではありません。嫁が夫の親を介護しても、自分には相続権もないのだから、いやなら「いや」

と言わないと。優しい女がいるから日本の福祉は遅れると言われています。

個人の生存権の保障より「つき家族の方が大事になっています。何も優しくしてはいけなやか、年寄りの世話をしなくていいなんて言っているのではないのです。義務だからすべきだと押しつけの強制される愛情はいやだと言っているのです。「つき家族の中でなく、個人個人が社会や国家から支えられ、その個人がより深い、一緒に暮らしたい人と「家族する」ってことがいいと言っているのです。

最近、外国人労働者が増えてきて、やれ治安がどうだとか何とか言っても、安く働いてもらってわれわれも結構助かっています。でも、健康保険とか子どもの学校のことになると日本国籍がないからと言って、排除したりします。「家族している」のは日本人だけではないのに、です。

次に生殖技術。話が飛びますが、今、モラルパニックとすることが起きています。日本ではまだ代理母はあまり問題になっていませんが、生命操作への科学の進出、自然界の中の人間のあり方。これらは大問題だと思います。

なぜ、そこまでして自分の子ども、血の繋がりにこだわらるのだろうと考えると、「つき家族の枠へのこだわりがある。長い長い抑圧の結果だと思います。できなさやでき

ないで、それもそれでいいじゃないかとはなかなか行かない。不妊の方々の話をうかがうと、辛さがひしひしと伝わって来ます。苦しみを救いたいということから始めた男の科学者は言いますが、どうも危ない。死ねない時代、死ぬ権利も訴えなければならぬ時代が来ています。

今の社会の枠の中では、ほどほどに競争心は持つてほしいが、人権意識、個性の強さを育てようとはしていないのが教育の現場です。

一方社会は、高齢化、少子化、国際化、情報化、都市集中といった現象があり経済の行方も不透明です。そういった社会の中で暮らしていて、それではどうしたらいいんだということになるのですが……。

### “家族する” ためには

私たちは、心地よい、安らぎのある、かけがえのない人と、より深い関係の家族をしたいと願っているのです。はじめに、“家族している”人々の例をあげましたが、一人ひとりととって、自分にとって、“家族している”関係が重要なのであって、「」つき家族をしようとしているのではないのです。それが、外から見てどうであろうと、形がどうであろうと、主体的に自発的に意識的に“家族し

たい”のです。

そのために、いま、私が感じることは男の人たちにエロスの喜びをもつとを感じる、味わえる機会を女たちが意識して提供することが、とつても大切だと思うのです。メスの母性性の一人占めの妬みが、男たちを社会的な女性差別に、そして生きた証として、物や形にこだわる生き方になり立てるのだといったことが最近わかかってきたのです。

その一方で、“家族する”ことは、柔らかな生身の存在のより深い関係なのです。だから、あまりびつたりくつきすぎると、「山アラシジレンマ」と言われるように、とげで突きさし合ってしまう危険も出てくるので、寂しいこと、孤独を感じることもあっても、弾力性、隙き間、一種の軽さ、緩やかな情緒関係が必要になると思います。

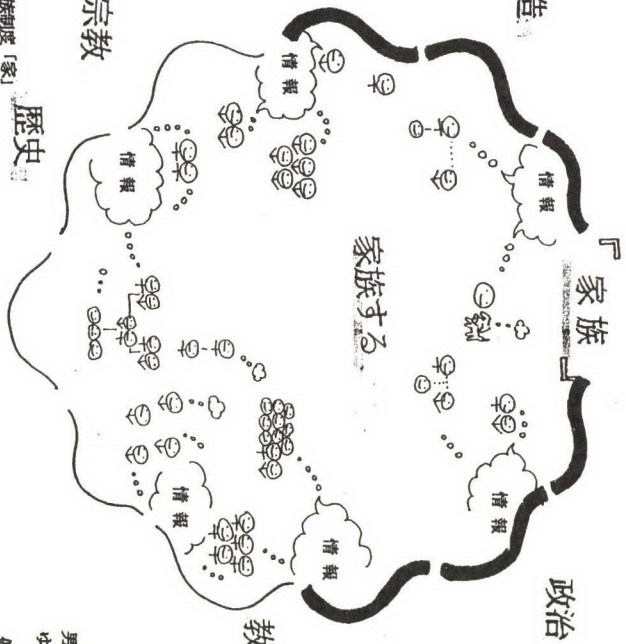
基本的には個からの出発。意識の中の自発性、主体性を持つことで、各自が感じる「」つき家族の中の息苦しさを突き抜ける。そこで何かの縁で出会った人たちとの、より添い合う関係を大切にする社会を再構築することだと思います。

長寿  
少産  
都市化  
情報化  
国際化

利潤の追求  
労働力再生産の場  
良質な労働力培養の場  
固定的性別役割分業  
女性の雇用機会増大  
市場進出 経済的自立  
意識変化  
「家族」機能の社会化  
市場/領域の拡大 個人用  
新固定的役割分業市場の出現  
家族間の労働量は不平等 過労死 単身社社  
お金による愛情確認 貧富差

慣習  
麗女 けがれ  
聖母 母性愛  
自己犠牲 和 徳順  
勤勉 先祖 平安  
献身 甘え 許し  
「べき」「ねばならぬ」

歴史  
家長制家族制度「家」  
明治民法 忠 孝  
富国強兵 殖産興業  
減租奉公 良妻賢母



産業構造

法律(日本)

政治

教育

福利

「家族」からの落ちこぼれを救済  
生活保護法 扶養  
生補技術・医療技術の独立

戸籍制度 婚姻届 親権  
妻の座繰 出生届 扶養  
年金 控除

雇用機会均等法 育児休暇  
パート労働法 介護休暇  
賃金格差  
子どもの権利条約未批准  
ILO家庭責任条約未批准  
外国人労働者  
土地 住宅 環境

管理  
競争  
我守維持 没個性  
高学歴化 啓蒙

男のエロスの復活  
ゆるやかな情緒関係  
偶然 必然 種々の権力関係  
個からの出発  
敵

作成 一 佐 藤 龍 子

## 一人は独り？

—個として生きる—

金谷千都子

シングル（一人）で暮らす人は確実に増えております。日本全体で見ると、一番多いのは、二人世帯で二二％、一人世帯は二一・八％。東京都では二五％を越えるくらいに、シングルが増えています（'92国民生活基礎調査による）。

### 様々なシングル

理由はいろいろあると思いますが、結婚を急がない女が増え、二五〜二九歳で結婚していない人の割合（未婚率）は一五年前の二倍です。

さて、そのシングルの中を分類してみます。

まず、やむなくシングル。相手が死んだとか、結婚したいのにできないとかいうもの。

最近多いのは、気がつけばシングル。親元にいる便利さから、居続けて、というパターンです。“より添い家族している”わけでもない。便利なホテル家族、疑似家族、私に言わせれば、民宿家族ですね。母親は、メシとフロを用意していれば、“家族している”と思っているわけです。それから、女性に多いのは、いい人がいれば結婚してもいいけど……、結婚制度に組込まれたくないの……と言いなから、家族の周辺をうろろしているタイプ。

それから、めっぽう増えてきているのが、確信犯シングル。自ら選んで元気いっぱい。関西の「確信犯？ シング

ルの会」の人たちは、いきいきシングルをめざしているようです。「單身けん（ひとり）で生きるために単身者の生活権を検証する会」の呼びかけをした時に、非婚の表記をどうしようかと、かなり議論しました。出てきたのは、否婚・避婚などです。彼らの中には、夫婦別姓で暮らす人、同性同士の人など、今の制度にはまらずにいる人たちがいます。いろいろ不便はあっても、結構居心地よく暮らしていますよ。それから、気がつけばシングルの人たちの中にも、ここまで一人でやってこれたんだから、今更……と、シングルを続ける人がいて、シングルはますます、増える勢いです。

### シングルへの社会保障

ところで、私が「單身けん」の呼びかけをした理由は、日本の社会の仕組み、とりわけ社会保障制度は一人を対象としたものではないということからなのです。

スウェーデンなどの福祉先進国には、八〇歳をすぎた一人暮らしがたくさんいます。その人たちに、「寂しくないの？ 子どもたちと暮らさないの？」と聞くと、「寂しいのは、当たり前。つれ合いが死ねば一人になる。最後は一人。結婚した子どもたちには、その家族があるのよ」と答

えます。なぜ子どもと？ という質問は、発想が理解できないらしくって、怪訝な顔をされますね。じゃあ、どうしているかと言うと、日常生活のサポートは自治体が行いますが、食事やお茶の時間を一緒にする友だちが地域にいますね。

ドイツで会った二〇年以上も車椅子で生活している女性が、不安や寂しいことはあるけれど、「忍耐と寛容が必要だよ」と言っていました。日本人のお年寄りからこんな言葉は、ほとんど聞いたことありません。つまり、自分でできないことがあっても、社会的ケアが受けられるから不安はない。後に残る精神的不安は、自分の問題だねと。忍耐と努力、それに友情と思いやりで、私はここまで来ましたという話も聞きました。孤独に耐え、自分で努力して自律心を育てているのです。

個として生きたいと、私たちが望んでも、日本にはそうした社会福祉の制度、施策がありません。年金制度にしても、扶養家族の枠の中にいる限り、サラリーマンの妻は優遇されていますが、年を取って離婚もできない。離婚したら、基礎年金を全額もらえても、六万円しかないんですから。だから生活権として「結婚」、「家族」していなくてはならないわけです。

最近、私が頭に来ているのは、厚生省が出した「高齢者



福祉十か年戦略」です。この中の、在宅福祉の「宅」には、子どもがいるものと想定されているのです。つまり、「在宅介護支援センター」というのは、在宅で介護する人を支援するのが目的ですから、一人暮らしの高齢者は利用できないんです。それから「訪問看護」は、介護者に看護の方法を教えるのが目的で、一人暮らしの人は退院する前に介護人を探さなくては、退院もできません。この社会の施策は、同居家族があるものとして成り立っているのです。一人の人の生活権が確立されていないのは人権無視の社会としか言いようがありません、残念ですが。

### シングルの不利、不安、不便

单身けんを始めるにあたって、一人でいることの不利、不安、不便は何かを調べたことがあります。

不利な点。まず、住居権の差別です。公団住宅の分譲分は、そのほとんどが、世帯向けになっています。その一方で、民間アパートには、中高年は入りにくい。貸してくれないのです。なぜかと言うと、居座るから回転が悪くて、もうからないんだそうです。男性のシングルは、社会的信用がないと見られたりもしますね。だから男性は形だけでも結婚するのでしょう。

税金の面では、シングルは控除分が少ないから高いんです。年収四〇〇万円クラスで、妻と子どもが二人いる人の三倍払っています。健康保険、厚生年金保険料は、自分で払いますね。でも、サラリーマンに扶養されている妻は、夫の納付分に妻の分も含まれるとされていて、（実際に保険料は高くない）納めなくてもいいんです。

それから、シングルの問題ではないのですが、国民健康保険が世帯単位のため、経済的に自立している妻でも、その保険料の請求先が世帯主である夫になるというのもおかしな話です。

また、シングルは、お墓が買えません。東京都は、売ってくれません。後の面倒をみる人がいないからという理由で。でも「家」単位の墓になったのは、明治以降の習慣で、それまでは「個人墓」でした。私が家族の息苦しさから解放されたくなった理由の一つも、ここにありました。実際に出るまでには、二〇年かかってしまいましたけれど。

では、不安。これは人によって違いますが、倒れた時どうするかとか、誰がお棺に入れてくれるかなどです。ね。ところで、みなさん、入院や手術の保証人は、家族でなければならぬと思つてますでしょうか？ でも、そうじゃない所もあるんですよ。最近知つた例では、「都内在住で、夫以外の、生計を共にしていない人」という病院がありま

した。「夫以外」ですよ。つまり、病院側とすれば、入院費の保証と、イザという時の遺体の引受け人がいれればいいわけなんです。実は現実には結構先を行ってるのに、むしろ私たちの思い込みが強く、意識が追いついていないこともあるのかもしれないね。

生活上の不便なことはいろいろあります。例えば、一人分の個食は高くつく。郵便物や配達物も家には家族がいるものとして運営されているなどの社会システムがあります。人には必ず家族がいるものと思っっているんですね。

こういったことに直面した時、「やむなくシングル」が一番めいってしまいますね。つまり、自分から、シングルを楽しんで積極的に生きていこうと思っ暮らしている人と、一人にされてしまったと思っ暮らしている人とは、対応が二つに分かれてくるわけです。

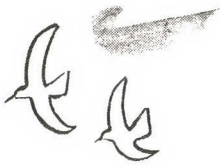
ちょっと、心の問題について話したいのですが、本人も社会も家族志向があつて、家族愛の美名に酔っているというか、格好つけているように私には、思えます。「本音を言おうよ」「できないことは、できないと言おうよ」と言いたいです。

## 心を支えるケア

さて、在宅福祉が行き届いていると言われるスウェーデンの場合でも、介護の中のフォーマル・ケアは二割程度で、インフォーマルなケアが七割以上を占めると言われています。それを支えているのは誰か。家族とか、友だち、隣人が精神的に、支えているのです。しかし、あくまで、本人の意思が尊重され、グループ・ホーム（痴呆老人や精神障害者が数人ずつヘルパーと共に、共同で暮らすシステム）や、長期老人病院というのがありまして、そういう所に入居するにも、本人が「イエス」と言うまで待ちます。本人の気持ちや人権を大切にするんですね。生活の基礎的なケアは公的機関が担うにしても、その他のコミュニティ・シヨンの機能を持った人間のインフォーマル・ケアが大切なのです。だからと言つて、嫁だから、娘だから、なんて理由での世話なんてありません。

「息子の嫁に『お父さん』と呼ばれてショックだった」と言つた友人がいます。そりゃあ、そうですよ。つれ合いの親・きょうだいや友人とは、関係をつくつていくものなんです。人間として、つき合つて、その上で心が通じ合えば仲良くする、それで、いいんじゃないですか？ もつと、素直に生きたいものですね。そのためには、まず個單

位にバラバラにしたい。それから気の合う人と一緒に新たにコミュニティとして生きようねという、これが、新しい家族。血が繋がっているとか、いないとかは別。いろいろな縁から仲間をつくって、ネットワークができる。その中で、支え合っていく家族。たまたま、その中に血の繋がっている人もいるかもしれませんが。人権を尊重しあった一対一の個から出発したものでないのは、そんなの疑似家族です。そういう関係のところからは、本当の意味で、おむつを取替えるといったような関係はできないんじゃないかと思えます。



## 投稿のお願い

当会では、毎年テーマを決めて会報への投稿をお願いしております。左記の要領で、ぜひご投稿下さい。

### 投稿要領

○テーマ 「リストラ・女と男の関係」

○分量 四百字詰原稿用紙 五枚前後 感想・随筆・詩など形式は自由です。

※論文として、もう少し多くお書きになり

たい方は事務局に葉書でご連絡ください。

会報用原稿用紙をお送りして、改めて依頼原稿といたします。

○切 94年 九月末日 事務局必着

※掲載は本年、一二月末発行予定の会報55号です。

たくさんの方々のご投稿をお待ちしております。

## 講座第2回「法律の中の家族」

1993年10月16日(土) 午後1:30~4:00

婦選会館



榊原 富士子

さかきばら ふじこ

弁護士

従来の婚姻制度を息苦しいと思い、それを超えて生きる女性たちが増えている。そういった多様性を承認させ、誰をも差別しない社会を創造することを目指している。

著書は、「女性と戸籍」(明石書店)、「結婚が変わる、家族が変わる」(共著。日本評論社)、「楽しくやろう夫婦別姓」(共著。明石書店)他。

# 家族法・戸籍法と女の一生

榊 原 富士子（弁護士）

今日は民法改正の中間報告が出ている親族法（民法第四編）と戸籍法をめぐって、女の一生を話させていただきます。

## 「入籍」とは

まず、誕生。子どもが生まれると、出生届を出して、誰かの戸籍に入れます。子どもの場合は必ず入籍です。どこへ入籍するかは、家族法と戸籍法で決まります。両親が結婚しているか否かで違ってきます。実際には、まず戸籍を作らないと、住民票を作れず、健康保険に入るなどの人権が獲得しにくい仕組みになっています。それなのに、日本

では家族法が複雑なため、入籍のところからうまく行かない例が出てきます。

いかに複雑かを説明するため、ちょっと極端な例を挙げてみましょう。離婚後三〇〇日以内に生まれた子どもは、「嫡出推定」といつて婚姻中の父母の子ともみなされます。子どもの氏は婚姻中の夫婦の氏を名のります。結婚すると、男性の氏を名のることが多いですね。すると、離婚して夫婦は別々の戸籍になっているのに、生まれた子どもは、お父さんの戸籍に入るわけです。ところが男性は、離婚するとすぐに再婚できますから、子どもが生まれた時、その男性がすでに再婚し、結婚改姓して相手の女性の氏を名のっていたとすると、婚氏を名のっている親がいないわ

けです。夫婦の元の戸籍は、両方の名前にバツがついている死んだ戸籍なのです。除籍と言います。すると、この子どもは、どこに入れればいいんでしょうか？ 実務家の中には、この死んだ戸籍を甦えらせて、子どもだけを入れるという解釈をする人もいます。でも、生きているから戸籍なのであって、死んだ戸籍に入れるわけにはいかないという論理もあります。他には、もしその子のおじいさんが生きていたら、そこに入れたらいいんじゃないかという説もあります。親子は同氏、そのまた親子も同氏。だったら、孫と祖父も同氏だから、祖父の戸籍に入ってもいいじゃないかという三段論法。ところが、戸籍の場合は、そうは行きません。祖父と孫の氏は一見同じ氏でも、民法上は異なるという、訳のわからない氏の論理があります。だから、祖父の戸籍には入れてはいけないというわけです。理解できない理屈ですね。

こういう風に、子どもは、一人の人間として生まれたのに、まず誰の戸籍に所属するかを議論しなければならぬ。こういう戸籍のあり方がまず問題です。

次は、結婚。日本の結婚の特徴の一つは、世界で一番簡単に結婚できるという点です。届出用紙に署名押印する、それを役所に持参してもいいし、郵送してもいい。だから、偽造して他人同士を結婚させるなんてこともできるわけ

です。法律婚と認められるための要件が、届出だけでよいという国（届出主義）は、世界でもまれで、日本と韓国だけです。私の知っている範囲では。他の国では、儀式や公告が必要で、私たちは簡単に結婚できて離婚もできるし、それに慣れてもいます。それはありがたいことなのですが、なぜそんなことができるかというと、戸籍があるからなのです。つまりその人がシングルかどうか、近親者同士ではないかなどがすぐわかるからです。しかし、逆に届出が法律婚と認められるための要件であるために、結婚生活をしている事実よりも、届出がないということを過大に考えてしまう面がありますよね。子どもが生まれたら、籍を入れないとかわいそうと言われてしまう。

ところで、初婚の場合は親の戸籍に入っている人が多いので、両方が親の戸籍から出て、新しい戸籍を作ります、これは入籍とは言いません。ただし、分籍（二〇歳になるとできます）した人が結婚する時で、その人の氏を婚氏にする場合には、もう一方がそこに入ることになりますから、これは入籍と言います。ところが、世の中では、結婚は全部「入籍」と思われています。「相手の家に入る」という意識が、戸籍の形を通して残っているわけです。

## 「親族」という概念の存在

次に日本の家族法の特異性について、表を見ながらご説明します。外国にも「親族」という概念が法律上あるかどうかについてまとめてみました。翻訳文献のある範囲で調べただけですが、あるのは、日本と韓国（少し違うらしいですが）くらいです。スイスには「姻族」という概念があるらしいです。欧米にはありません。「親族」という法律上の特別の団体は、必要ないのです。助力を必要とする人の生活保障は、親族間の扶養よりも社会保障によるからです。また、結婚というのは男女の法的結合であって、相手の親族との間で法的関係をつくることではないということなのです。当り前と言えば、当り前なのですが、ところが日本では、結婚すると当然のように相手の後ろにいる血族と、「姻族」という親族関係が発生します。姻族間では扶養義務が発生することもあります。相続権はないのには、嫁の立場からすると、夫の両親は姻族だから扶養義務はある、ところが相続権はない。そこで悲劇が発生するわけです。例えば、お嫁さんが一生懸命義親の面倒をみたとするところがいざ相続の段になると、子どもたち（夫のきょうだい）が、相続は平等だと言いだすケースがあります。夫が親より先に死んでいると、夫の相続権がありません。現

実に世話をした女がむくわれないのです。

そこで嫁の相続権を認めてはどうかという案が何度も出ています。しかし、それは止めた方がいいと思います。そんなことをしたら、ますます嫁の介護が義務になる。介護がいやだという場合には、ペーパー離婚するという方法もあります。昨年、日経新聞に載っていた例ですが、ペーパー離婚をしたら、仕方がないので、夫の方が仕事をやりくりして介護をするようになり、妻は仕事を辞めずにすんだそうです。

次は、離婚です。離婚届を出すと、これは紙の節約のためだそうですが、最初に名前がのっていた人は残って、二番目の人が出て行きます。その時、名前にバツ印がつく、それで「バツ一」などと言うわけです。出て行った人は、結婚前の親の戸籍に戻ってもいいし、一人で戸籍をつくってもいい。でも戻るのが原則です。すると結婚で親の戸籍を出る時についたバツ印を消すのではなくて、新たに、名前を書くわけです。出て入ったことがよくわかる、つまり戸籍上の見た目にも「出戻り」ですね。このように離婚の時の戸籍の移し方も「夫の家から出て実家に戻る」という感が免れません。

## 積極的破綻主義への移行

さて、中間報告で別姓の他に話題になつてゐるのは、離婚についての、消極的破綻主義から積極的破綻主義への変化です。日本の離婚はほとんどが協議離婚であり、判決離婚は離婚のうち一%です。今までの判例では、離婚をしたと言ふ側に、主として悪い点がない場合なら認めようという消極的破綻主義でした。今回の改正では、原因がどちらにあるか、どちらが悪いかを問わないで、例えば五年程度の別居期間があれば離婚を認めるというように、客観的に破綻しているか否かで決めようというものです。一九五二年に「踏んだりけつたり判決」というものがありました。夫が愛人をつくつて家を出ていき、離婚を請求したというケースです。こんな事例にまで離婚を認めたのでは、妻は踏んだりけつたりだと言ふわけです。これが長い間、リーディング・ケースとなつていました。それが三五年後の一九八七年の判例で変わりました。そのケースでは、別居三六年。夫は妻を捨てて、他の女性と同居。そこでできた子ども二人も成人している、というケース。最高裁が、このような場合には離婚を認めていいんだと、結婚とは、両性の精神的肉体的結合であると明言し（言い替えれば、女性の生活保障の場ではないということ）、判例を変更しまし

た。ただし、それには三つの条件があります。未成年の子どもがいない。離婚によつて残された配偶者が、社会的、経済的に過酷な状況に置かれることがない。夫婦の同居期間に比べて、別居期間の方がはるかに長い。完全なものではありませんが、積極的破綻主義に一步踏み出したのです。その後、「三六年」がどんどん短くなつて、三年前の判決では七年半になりました。こういう判例の変化を受けての中間報告ですが、まだ反対する人もいます。しかし、いづれ近い将来、積極的破綻主義の方向に法改正されるだろうと思ひます。

さて、離婚したら子どもはどうなるか。未成年だったらどちらかを親権者に決めないと、離婚はできません。だから、親権を争つてゐる場合、裁判では、いかに相手が親権者としてふさわしくないかと、悪口を言い合うことになりました。そうしないと、親権を獲得できないんですね。最近、単独親権について疑問が出ています。ドイツ等では、親権という言葉も支配的なイメージがあるというので廃止しました。お手元の資料をご覧になつて下さい。外国では共同監護制を取入れてあります。離婚はしても双方が親としての責任を果たし合おうというのです。これも日本の改正課題の一つです。



## 福祉の肩代り

次にシングルで子どもを産んだ場合。父親が認知してくれないければ、裁判で強制認知させることができます。裁判でのやりとりで、女性は、他に男性関係があるかもしれないなどと言われ、いやな思いをすることが多いです。認知裁判にはとても費用がかかります。DNA鑑定は医者によつては八〇万円くらいします。なのに、経済的に弱い立場

の女性の方が、立証しなくてはならないのです。非婚の母子家庭の生活水準は低いものです。だから、認知請求をしたくてもできないこともあります。これを逆にしてもいいわけです。たいいてい、女性は父親が誰かは、知っていますし。女性が父親を指名する、相手側に不服があれば、自分は父でないことを証明するという制度も考えられます。スウェーデンでは、父親の認定に必要な調査、資料作成を国がやってくれます。このような制度を取れば、非婚の母や子の負担がはるかに軽くなります。

さて、日本のように、広い範囲で親族間の扶養義務を定めている国はありません。親族法の総則の民法七三〇条では、「同居の親族は、互に扶け合わねばならない」とあります。親族とは、六親等（例えば、自分のひ孫のひ孫や、父のいとこの子ども）までです。こんなに広いんです。他

の国、アメリカの一部、イギリス、スウェーデンなどでは、親には子を扶養する義務はあっても子が親を扶養する義務はありません。じゃあ、親が困った時どうするか。それは国が面倒をみる、つまりそれは、福祉の領域であつて、私的扶養ではないのです。高齢化社会では、福祉の充実が必要ですが、こんなに広い親族間の扶養義務の規定は、福祉を発達させる上で、妨げとなります。

ところで、日本では、成年養子という制度があります。大人でも養子になれるのです。また、たとえ同じ日に生まれた者どうしでも、生まれた時間が早い方は、他方を養子にできます。本来の養子制度は、親のいない子どもに、養育環境を与えるものなのに、今の日本の養子制度だと、違う目的で使われることが多いようです。跡継ぎとか、名前を残すためとか。子どもを育てるためではない「成年養子」などは廃止すべきだと思います。

さて、やつと死亡です。配偶者の片方が死亡すると婚姻関係は終了します。ところが、姻族関係は当然には終わらない。「姻族関係終了届」を出さない限り。なぜこうなっているかを立法経過から調べてみると、嫁が義親の介護をしている時に、いきなり姻族関係が終わるとなると困るというわけです。戦前の民法では、戸主が「去家権」を持っていました。夫が死んだ後、妻の去就を夫の父である戸主

が決めたりしたわけで、その名残りがまだあるのです。

## 民法改正へ向けて

現在の民法は、このように問題がいろいろあります。憲法の改正に伴って、短期間に急いで改正しましたし、時代の制約もあり、両性の平等という視点から見ると多くの問題を残しています。戦後まもなく再検討され、別姓の案も出ていましたが、それが眠ったまま、今日まで来ています。戸籍法は民法よりさらに問題を残しています。戸籍筆頭者があり、父母欄では、必ず父親が先に来ます。たとえ母親が筆頭者であってもです。子どもの続柄については、養子、嫡出子、非嫡出子の間に差別を残しています。

法律の専門家の間でも、ライフスタイルについての自己決定権はまだほとんど理解されていません。「婚姻の尊重」は錦の御旗で、それがなぜ悪い？ という感じです。でもそれを言い替えれば、「非婚の冷遇」なんです。法律婚を超える生き方を承認させていくような家族法の改正が必要だと思います。

法務省の中間報告では、改正はまだほんの一部であって、両性の平等や個の尊重という観点から、本気で大改正しようという姿勢は感じられません。女性自身が、家族法

の現状を知って、もっと望ましい法改正を求めていく必要があると思います。

興味のある方にご紹介したいのは、最高裁が作った「民法改正に関する国会関係資料」です。国会図書館などにあります。法律ができた時の国会での論議を記録しています。例えば、女性の議員たちが、なぜこんなに広い親族関係が必要なのだとか、女性が離婚したいと言ったら認めるべきだとか。一九四七年の時点で、活発な議論をしています。もう一つ、我妻栄さんの「戦後における民法改正の経過」（日本評論社）はわかりやすく書かれた本です。

それでは、以上で終わります。



## 家族法改正年表

- 1890—明23 旧民法公布  
賛成派と反対派の間で激烈な「法典論争」が起きる。  
反対派は、旧民法はフランス民法を模範としているため、  
個人主義的・民主主義的であり、わが国古来の祖先崇拜を  
中心とする大家族主義に反するとして、施行に反対。
- 1892—明25 帝国議会は、旧民法の施行延期を決め、葬り去る。
- 1893—明26 あらたに法典調査会を設置して民法典の編纂を行なう。
- 1898—明31 修正の形をとって旧民法（明治民法）施行
- 1946—昭21 日本国憲法成立
- 1947—昭22 民法の親族・相続編全部改正
- 1950—昭25 858条2項改正  
禁治産者の私宅監置制度を廃止にした。
- 1954—昭29 法務大臣が法制審議会に民法改正について諮問、審議開始
- 1955—昭30.7.5 法制審議会民法部会で小委員会における仮決定及び留保  
事項（その一）を審議（243頁参照）  
——親族編の総則と婚姻について
- 1959—昭34.6.29～30 同民法部会で、小委員会における仮決定及び留保事項（そ  
の二）を審議  
——離婚、親子、親権、後見、扶養について
- 1962—昭37 養子、後見、相続等の一部改正  
特別縁故者への相続財産の分与を認める。
- 1976—昭51 婚氏続称を認める（767条2項）
- 1979—昭54 法務省「相続に関する民法改正要綱試案」発表  
——この中で非嫡出子相続分差別の廃止も提案
- 1980—昭55 相続法改正  
妻の相続分を1/3から1/2へ上昇させる（900条）など  
ただし非嫡出子の相続分差別の撤廃は見送られる。
- 1985—昭60 女性差別撤廃条約批准
- 1987—昭62 養子法改正、特別養子制度できる。
- 1992—平4.12 法務省「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報  
告」発表

25.26.27頁の表は、「結婚が変わる家族が変わる」  
（日本評論社）より転載（著者の許可承認済み）

離婚の要件	離婚後の親権	養子	扶養義務の範囲
破綻 (感情の破綻)	共同の扶養・ 教育の権利・ 義務	完全養子が原則 例外的に成年養 子も可	1 夫婦間 2 親子間
有責と破綻が 併記	単独親権	普通養子のみ (実方と断絶しない 養子の年齢不問)	1 直系血族および その配偶者間 2 その他の親族間
破綻を唯一の要 件とする州と有 責と破綻を併記 する州がある	36州で共同監護 を認めている	統一親子関係法 では完全養子 養子年齢不問	1 夫婦間 2 親が未成年子 に対して (半数以上の州で子の 親に対する義務もある)
破綻 2年の別居 (合意あるとき) 5年の別居 (合意ないとき)など	共同監護可能	完全養子	1 夫婦間 2 親が未成年子 に対して (子が親を扶養する) 義務はない
破綻	子に対して平等 の権利・義務	完全養子	1 夫婦間 2 親子間
破綻 6カ月の 考慮期間	共同監護が原則	完全養子 養子の年齢不問	1 夫婦間 2 親が未成年子 に対して
破綻 1年の別居 (合意あるとき) 3年の別居 (合意ないとき)	共同監護可能	完全養子と 普通養子	1 夫婦間 2 直系血族間
破綻 6年の別居 など	共同監護可能	完全養子と 普通養子	1 夫婦間 2 直系血族間 3 配偶者の一方と 他方の親との間
有責と破綻が 併記	単独親権	特別養子(完全 養子に近い)と 普通養子	1 夫婦間 2 直系血族間 3 兄弟姉妹間 4 三親等内の親族間

## 世界の家族法対照表

	「親族」の 概念があるか	夫婦の姓	夫婦の財産制
中華人民 共和国	なし	同姓・別姓 いずれも可	原則として 共有制
韓 国	あり	別姓のみ	原則として 別産制
アメリカ	なし	同姓・別姓 いずれも可	州により 異なる
イギリス	なし	同姓・別姓 いずれも可 (慣習法)	別産制
旧ソ連	なし	同姓・別姓 いずれも可 国によって 結合姓も可	共有制
スウェーデン	なし	同姓・別姓・ 結合姓いずれ も可	共有制
ドイツ	なし	同姓・別姓・ 結合姓いずれ も可	別段の合意がな ければ剰余共同制 (婚姻中取得した剰 余は終了時に清算)
フランス	なし	同姓・別姓・ 結合姓いずれ も可	別段の合意が なければ 原則共有制
日 本	あり	同姓のみ	原則として 別産制

## 講座第3回「家族と社会保障」

1993年12月18日(土) 午後1:30~4:00

婦選会館



来栖 琴子

くるす きんこ

フリー・ライター

関心事は、高齢社会の“モルモット”たること。年に一度は、働く女性の現状、人々の老後の生き方、福祉など勉強のため、海外取材の旅に出かけている。

著書は、「婦人ニュース奮戦記」「ふたりで地球を気まま旅」他多数。



関 千枝子

せき ちえこ

全国婦人新聞編集長

編集長として、あらゆる女性問題取材しているが、最大関心テーマは“貧困の女性化”。

著書に、「広島第二県女二年四組一原爆で死んだ級友たち」(筑摩書房)、「この国は恐ろしい国」(農文協)。

## 「欠損家庭」とは何？

— 母子家庭の福祉の実情 —

「“欠損家庭”とは何？」というどぎついタイトル（しかも“差別語”をつかって！）をつけたのは、近頃でこそあまり言われなくなっているが、ひと昔前、離別や未婚の母子家庭の母たちは、福祉事務所等で面と向かつて言われたからである。「あなた方、欠損家庭は……」。夫がいて、妻がいて、子がいてこそ（できれば祖父母も）ノーマルと考える日本の社会体制の中で、母子家庭は“はずれた”家庭で、恩恵の対象になることはあっても、それは、“慈悲”であり、ことに自ら欠損家庭になることを選択するもの（離別、非婚）が増加することなどあつてはならないことであつた。

そんな中で、母子家庭の母はいい職にも就けず、低賃金

と世間の偏見の中で、肩身狭く、あるいは、戦闘的に生きざるをえなかつた（つまりごく普通に、肩の力を抜いて生きるのが難しい社会ということである）。

### 母子家庭への施策

母子家庭の福祉を考える時、その低賃金を補う、ほとんど唯一の金銭保障が「児童扶養手当」である。同手当は、国民年金の「母子福祉年金」の補完措置として一九六一年から支給、一五歳までであつたが母子福祉年金と同額だつた。その後、子どもをせめて高校にやりたいと、運動が起こり、一九七六年から、三年がかり（一年に一歳づつ）で、

関 千枝子

一八歳まで延長。やつと喜んでのは束の間、八五年に改悪された。増え続ける離別に、何とか金を切りたいと厚生省が考えたからだった。行革論議がかまびすしい頃だ。

この改悪で、現実問題として、所得制限の強化（二段階に差をつけ給付）、母子福祉年金と異なる体系と低い給付（母子福祉年金は遺族基礎年金になる）、全額国庫負担から二割都道府県負担、支給要件に該当する日から、五年間請求しないと失格、別れた父の年収が多いと支給しない（この点は凍結中）等、条件が切り下げられた。だが、根本的な問題として、法律の目的が、旧法が「児童の福祉の増進を図る」と明確に児童の権利を打ち出していたのに対し改訂されたものには「児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため……」の語句が入り、（家庭）が全面に押し出され、「恩恵」「救貧」の性格が濃くなったことだと思つた。

ほかに母子家庭への福祉対策はあるが、もう一度、母子寡婦福祉法をひっくり返してみたが、具体的な援助措置の少ないのに、改めて驚く。まず、母子相談員、福祉事務所による「相談」「指導」「事情把握」がある。「相談」はいとして、「指導」の氾濫にはウンザリする（「指導」の問題は後に詳述する）。「雇用の促進」。これは結構なことだが、具体的な記述はない。「母子福祉施設」。母子福祉セン

ター、母子休養ホーム等と書いているが、義務はなく、ど自治体にもある、というものではない。「母子福祉資金の貸付」。貸付内容は事業、就学、修学、技能取得などいろいろある。問題点は手続きが大変なことだ。保証人が要つたり、民生委員のハンコが要つたりと山のような書類でまずウンザリする。とりわけネックは保証人で、母子家庭は収入が不安定、夫の暴力から逃げて、隠れるように生活しているなど、ただでさえ保証人になってくれる人が少ない上、自治体によつては「同一市内に住む六〇歳以下の男性」等厳しい条件がつけられていたりする。こんな風にバリアーが多い上、低利（または無利子）とはいえ、返さなければならぬ。これが低賃金の母子に重く、のしかかる。だから、制度はあつても利用は多くない。厚生省・平成三年度調べによると、事業開始、就職支度などどれも三〜四百件（全国で）程度だ。まあ多いのは修学（四四七三件）、就学（一〇七四〇件）くらい。これも全国母子家庭から見たら少ない数字である。問題は、就学資金は実際に金の要する四月には間に合わず、修学金貸付は育英会と額が同じで、ダブツて借りられないということもある。

このほか自治体の援護措置（自治体によつて異なる。医療助成、介護人派遣、入学祝金、公営住宅優先入居等々）がある。



税制では「寡婦控除」があるが、未婚の母は寡婦控除が認められない。さらに子どもが育てあがった後も、死別の母は死ぬまで寡婦控除が認められるが、離別の母は子が働きただ扶養者がいなくなった途端、「独身者」扱い。このあたり、「欠損家庭」をつくりだした体制のみ出し者に対する、偏見パッチリの感がある。

雇用の促進に関しては、「職業訓練手当」と「特別就職者雇用開発助成金」の二つが上げられる。訓練手当は一九七七年から始まった制度で、母子家庭の母が公共の職業訓練校で勉強する場合、手当が支給される（九二年度一三—四五〇円／月）。この制度はかなりよく知られているが、利用状況を見ると、一年に八〇〇人足らずである（九〇年七二〇人、九一年七九一人）。

「特別就職者雇用開発助成金」は、訓練手当より、歴史が古い。高齢者、障害者、母子家庭の母、中国引揚者等一六種の「就職が特に困難な者」を公共職業安定所の紹介により、常用労働者として雇い入れた場合、一年間、月給賃金の四分の一（中小企業は三分の一）が助成金として支給される。必ず職安を通さなければならぬことと、歴史が古いのに事業者があまり知られていないためもあって利用状況はよいと言えない。九一年で一六二八四人、九〇年で一四九七〇人（全国で一）（この二つの資料出典「母

子福祉」九三年四月号）。子どもがいて残業が困難、よく休むとみられる母子家庭の母は平時でも就職が困難なのにこの不況である。飯田橋職安の話では、母子家庭の母の場合、紹介してみても就職が成立するのは一割しかない（折り合わないほど就業の条件が悪い零細企業ばかり）という。「均等法」は母子家庭には縁のない存在だ。

### 母子家庭の母たるものは

もう一つ、「母子寮」という制度がある。「母子福祉法」をいくらひっくり返しても出てこないでオヤ？と思ったが、実はこれは、児童福祉法による施設であった。母子寮は日本と韓国にしかない施設という。これはこの両国の儒教的道徳観を表しているように私には思える。

私ははじめ、母子寮にはあまり関心がなかった。母子寮の多くは、いまだに一室（母子同室）、トイレ共用、浴室なしである。居住条件が悪すぎ、「今どきはやらぬ施設」程度の目で見ていた。それが、そんなことを言っていないぞと思いだした。バブルの波を受けての首都圏の住居費の高さ！ 母子家庭というだけで、入居を断られ、アパート探しに六〇軒歩いた！という話もある。離婚し、金もなく家もない母子が、とりあえず住むには、母子寮しかな

いのではないかと思う。しかし、母子寮には、狭いなどの施設の悪さの他に、重大な問題がある。

母子寮はその設立の歴史（戦中、戦没者遺族のため）からみて、儒教的道徳観と管理的色彩が強い。管理が厳しいのは日本の施設の特徴であるが、母子寮には、ことに母子家庭の母は、清く、正しく、「男とつきあうなどんでもない」といった、思想が強い。だから、どの母子寮も門限を決め、男はたとえ実のおじであつても、中に入れないという対応を取る。母子指導員、児童相談員がいて、「指導」にはこと欠かない。住居を求めて母子寮に入ったつもりでも、自動的に「指導」の対象になる。結局へ母子寮の思想の根源に、「欠損家庭」の欠損部分を埋めてやる↓家父長的な考えを色濃く残しているからだと思う。

一九六〇年代、東京の母子寮の建替え——鉄筋化が進むが、六一年、都民生局発行、児童事業概要に、改築なつた母子寮の自賛記事がある。設備を説明したその次のくんだり「——母子の生活には何の不自由もなく、更生の道を歩むことができるようになっていゝ」（傍点筆者）。母子寮に入っただけで更生の対象である！

この考え方がいまだに残っているように私には思える。日本社会では、母子家庭の母の男性とのつき合ひに対する偏見は強い。ある母子家庭の子が心理的な問題を起こし、

専門家が家庭訪問していたところ、あの家に男性が来ていると密告され、児童福祉手当を切られそうになつたという事件が起こつた。ほとんど同じケースが、同じ頃、全く別の地域で発生し、「男性の出入り」に対する世間の目的のけわしさを証明した。こんな密告が入ると、福祉事務所は喜んで、児童手当をカットしようとする。彼らにとつて、男女の間に性的な関係でない友情などが存在するなど、考えもつかないことらしい。

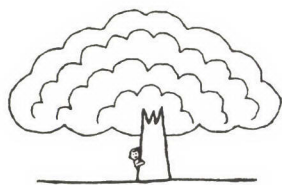
母子家庭に対する実際的な援助は少なく、常に偏見の目で見られている。特に地方において、その傾向は強い。現在の日本の経済の仕組みの中で、中年から働きた女性賃金のアップは大変困難である。福祉を充実するのが、急務と考える。

### シングル・マザーの運動

一九八五年の児童扶養手当の改革を最低限に防いだのは、これは大変と集まつた当事者の運動だつた。その前、一五歳までだつたこの手当を一八歳までに引き上げたのは、広島グループだつた。母子家庭の女性はぜひグループをつくつて欲しい。経済面の不安、まだまだ残る偏見、いろいろな面で母子家庭の母は孤独感に陥りやすく、精神

的不安になりやすい。元気で、おかしいことはおかしいと言ひ、活動している母子家庭の母のグループは全国にたくさんある。同じ仲間がこれだけいて、元気でがんばっていると知るだけでホッとするし、運動一〇年の経験で、制度をどう活用するか、ノウハウもよく知っている。

児童扶養手当の改悪に対して、闘った女性たちが「児童扶養手当の切り捨てを許さない連絡会」をつくり、このほど「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」に改称した（連絡先〓東京都渋谷区鉢山町9-17 鉢山コーポ2B 安藤由紀気付）。各地の同趣旨のグループの連絡先を教えてください。同会のメンバーが書いた本に「母子家庭にカンパイ！」（現代書館）がある。



## ウイメンズ フォーラム開催のあゆみその1

◎ウイメンズ フォーラム 84  
揺れ動く現代―女たちの明日を考える

84. 11. 10

主婦はもういらぬ？―家庭・家族の未来  
崩れゆく女の足もと／“家族”から“個人”の誕生  
へ／変わる“家族”を支えるもの

84. 11. 17

女性の労働はどう変わる？―コンピュータ化社会の中で  
変わりゆく雇用構造と女性／ME革命がもたらすもの  
／人間らしい労働と生活を！

84. 11. 24

女性解放は何をめざすか？―平等・変革・解放  
性差別意識の現状と変革／今、平等を求めて／産業  
社会と女性解放

◎ウイメンズ フォーラム 85  
揺れ動く現代―女たちの明日を考える

85. 11. 2

いま女の解放とは？

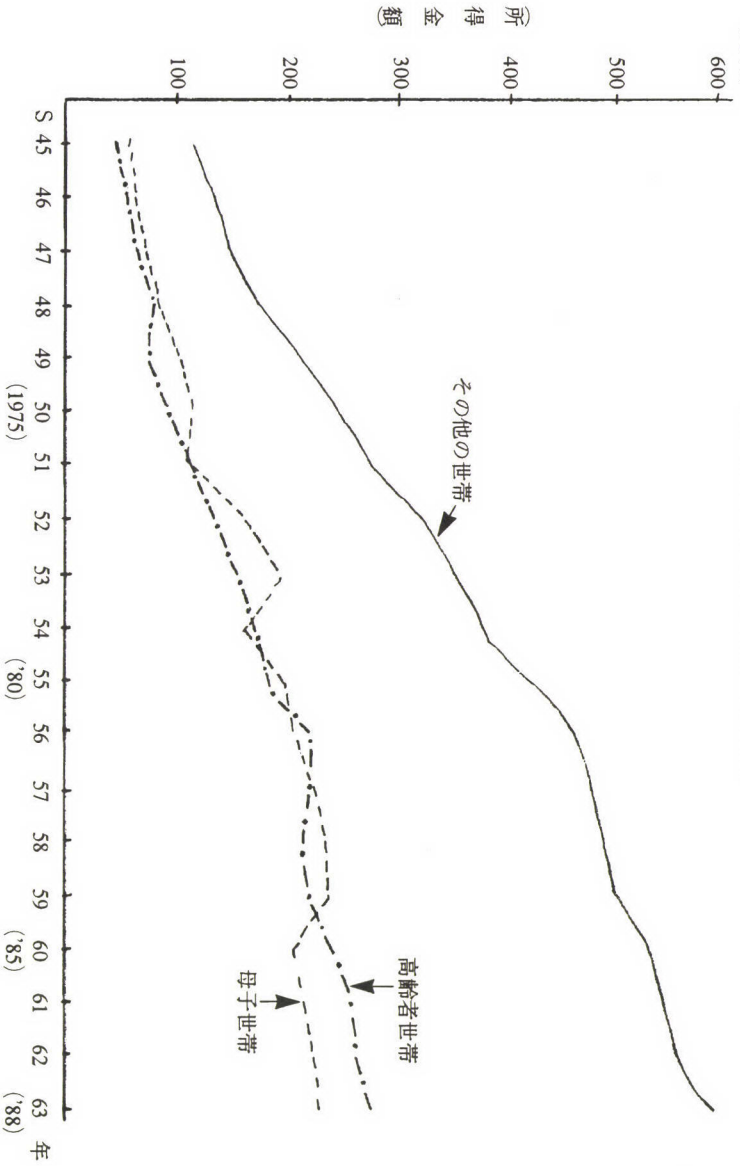
85. 11. 9

男女平等論の系譜／ウーマン・リップからの出発  
今働き方が変わる―女そして男も  
流動化する雇用構造と就業意識／見えない差別の時代へ

四〇頁へ続く

(万円)

### 世帯種類別年間所得金額の推移



厚生省「全国母子世帯等調査結果の概要」より作成（『母子福祉』'93年4月号）

## 家族介護が福祉の障害

—誰が看る、わたしの老後

長男・長女の時代に

子どもの数が減り、長男・長女の夫婦が合計四人の老親介護をしなくてはならない時代が目の前に来ています。

私の場合は、私は一人っ子で両親を連れて次男である夫と結婚したのですが、夫の兄は戦争から帰って来ず、実質上の長男と長女の結婚になったのです。幸い夫の妹・弟が五人もいますので、ずいぶん助かりました。四人の親はみな癌で亡くなりましたので、一人二回は入院し、家で寝ている間も数か月ありましたが、私が仕事を辞めるほどのことはなくすみました。

親戚はもちろん、同郷の友人が病院の院長だったりし

て、言葉に尽くせないほど世話になりました。母が亡くなる前半年ほど病んだ時は、就職したばかり、結婚を控えていた娘が寝る時間を削って看病に当たり、彼女は肝臓を壊して、二か月も入院しました。私も子どもは一人です。

娘には負い目があつて、私まで苦勞をかけたくないのです。彼女は遠い北国で商売をしています。零細企業ですから、週休二日の時代に月休一日しかできません。

ところが、三年前夫が亡くなってから、ちょうど大学受験のために男孫が上京して来まして、二年同居しました。今はやはり大学生の女孫と同居していますが、孫との暮らしを通して一人で住みたいと切実に思いはじめています。

孫たちは、かなり気をつかつてくれるのですが、ポタン

来 栖 琴 子

のかけ違いのように、いま一つしっくりしないのです。

孫に限らず、娘夫婦とでも同居はストレスが多くて、二、三年が限度だろうと思います。孫娘はよく話をするので、喧嘩になることはありません。でも男の子は、すぐ怒るので困りました。「声が小さくて聞こえない」とか、「話すのなら、一人言みたいに言うのじゃなくて、まず」呼び掛けてから話せ」など次々注文されるのですが、私はそれを全部守れません。話し方の専門家のつもりが、ほとほと参りました。

それで、孫と暮らして四か月後に、有料老人ホームの申し込みをしました。その時まだ六七歳になったばかりでしたから、やや性急かとも思ったのですが、原則として健康でないと有料老人ホームは入れません。有料老人ホームと一言で言いますが、老人が住むことを考慮に入れたマンションもあれば、「ケアつき」を看板にした所もあって千差万別ですから、充分調査をする必要があります。

「高齢化社会をよくする女性の会」の樋口恵子さんたちが、まさに「足」で作られた「われら有料老人ホーム探検隊」（亜紀書房）をはじめ、書店に行くと、かなりさまざまな老人の住むところの案内書が出ています。

有料老人ホームには見学はもちろん、体験入居という制度も大体あります（一泊三〇〇円〜五〇〇円で、二食

つき）。私も伊豆や佐倉の「ゆうゆうの里」の体験入居、茨城県土浦の「かがやきの郷」<sup>きょう</sup>（入居料二千万円台。寝たきりになって病棟に移ると差額を返してくれる）、熱海の「中銀ライフケア」（不動産として子どもが相続できる）、東京の「ライフニクス高井戸」（故木島則夫さんがいらした所。超デラックス）など見学しました。いずれも、帯に短し……です。

私が有料老人ホームに入りたい理由

- ①健康なうちに三食昼寝つきの生活をしたい。
- ②自分の終いの住処<sup>すまか</sup>は自分で選びたい。
- ③男孫と暮らしてみても、お互いにストレスが多すぎる。
- ④在宅ケアに期待できない。

①②③は私の単純なわがままのようなもので、それだけの理由のために、なけなしの不動産を処分していいのだろうか？と、大いに迷っています。

老人のためのケアつき住宅については、福祉先進国の北欧に二度見学旅行に行きましたし、アメリカ、オーストラリアなどでも見てきました。入居料の莫大なことを別れますと、私の狙っている「ゆうゆうの里」などは、これ以

上は望めない最高水準だと思います（入居料は、バス、トイレつき2Kで、三、四千万円、維持費毎月七万円位）。初めてテレビのレポーターとして取材に行ったのが定年退職の直後、一五年前。その後何度か見学をしたり、体験入居もしました。住人に女学校の先輩が何人かいて、忌憚のない意見も聞いた上で今や懂れています。有料老人ホームに入ることは、住宅を買い替えると思えばいいのです。住み慣れた家と、たまりにたまった家財道具を処分して、もし病気になっても、家族が駆けつけなくてもすむような設備のある住居を確保すると同じことなのです。

「まあ、どうして？ まだお元氣なのに……娘さんがいても、同居しないの？」と、よく聞かれます。でも、これは保険に入るようなものなのです。ほっくり死んだら大損かもしれません、四年も五年も介助が必要な状態になれば、「なんと賢明な選択！」とみなにはめられるでしょう。

憧れの「ゆうゆうの里」は、三年前私が申し込んだ時に二五人待ちでしたが、このごろはつぼつ番が近づいて来ています。ただし、お金が作れなくて駄目です。関西にある「ゆうゆうの里」は一年単位で契約できる（最低で一五〇万円位）ところもありますし、土浦の「かがやきの郷」からは、二千万円台であるから見学に来て下さいとのお誘いもあり、正直なところ揺れ動いています。

④の理由、なぜ、現在住んでいる所で在宅ケアを利用して、イキイキ過ごせないのか、在宅ケアに期待できないのかという疑問に答えましょう。

在宅ケアについての私の不安や疑問は三つに分けられます。

まず、まだ制度が熟していないので、質量ともに貧しい。それから、制度が育つためのネットに、福祉は「お恵み」という考え方が日本人全体にある。そうして、在宅ケアが今よりずっと行き届いたとして、はたして独居に耐えられるか？ この三つです。

福祉先進国の北欧の国々でも、施設福祉から在宅ケアに移行し、今また施設が見直されていると聞きました。

まず、在宅ケアの制度では、ホームヘルパー、訪問看護婦、その他に、入浴、給食、布団乾燥、ボランティアによる友愛訪問・電話訪問など、地域によって違いがあり、質も日進月歩のようです。

ホームヘルパーの実情は、地域によって制度はまちまちですが、派遣先は原則として「孤老」が対象です。近くに親類がいても、実際問題として、子育て真っ最中、あるいは仕事を持っていて忙しいから世話にできないなどというの理由はならなくて、ちよつと調べればわかるような場合でも、書類には「親戚ナシ」と書き入れるという話を

聞きました。

東京のある区の例ですと、糖尿病持ちで足が少し不自由だけど、海外旅行にも一、二回行ける程度の七七歳の方が、一月に二時間の券を九枚割り当てられています。収入が制限以上あるので、自己負担は一枚が三千元です。

寝たきりの方ですと、家族がいてもヘルパーを頼めますが、病人の世話だけしかしないのだそうです。ヘルパーの数と頼む件数のバランスにもよるのでしようが、何歳から、どういう症状なら頼めるかなどは、地区により差があります。

「まあ私のところは、運よく、真面目で親切な人に当たったけど、「男は佐川急便、女はホームヘルパー」って、ご存知？ 仕事は超ハードだけど、てっとり早く早くお金になるんですって。ヘルパーさんにも当たり外れがあつて、外れたら大変。来たらまずお茶飲んで煙草すってテレビ見るのが一時間ですって。少し余分に用事を頼むと「券をもう一枚ちょうだい」って言うのだそうよ。」

そんな人ばかりではないでしょうが、地方公務員と同じ資格と待遇の人、家政婦派遣業から来る人、有償ボランティアの組織に属している人とか、それぞれ待遇も考え方も違うから「当たり外れ」という形になるのかもしれませんが。

だから身内がいい、気心も知れているし、とは思いません。

ん。どんなに大勢の女性が老親介護のために、仕事も学問も時には夫も子どももなげ打って「親孝行」の美名のもとに夢も希望も野心も捨てたことでしょうか。「男性だって同じだ、家族を養うためにすべて捨てた」という見方もあります。その議論はさておき、寿命が長くなったことにもまだ皆が対応しきれないのです。定年退職後二〇年も三〇年も生きるのですから、生きる場を考えるべきだと思います。

それから、他人の世話になりたくない、福祉は権利ではなくて、「お恵み」であるという考えが、今でも、関係者にも受け手の側にもあります。だから、老親介護のために妻が仕事を辞めたり、その才能を伸ばす機会を失ったりしても、「美德」として片づけられるのです。まして、男性が関わるものでないというのも常識でしたが、最近少しその部分にひびが入ってきています。例えば、定年退職者がホームヘルパーになるとか、老人病院や老人ホームに屈強な男性職員が増えてきています。最近流行（と言ってはいけないかもしれませんが）のフィランソポビー——企業の社会貢献——の一つとして、ボランティア休暇を利用する男性社員も、女性ボランティアとお揃いのエプロンを掛けて、老人病院で働く姿を、まだ稀ですが見かけられるのは本当に嬉しいことです。



男性を引き込むことで、福祉に体する理解ももっと深まるのではないのでしょうか。

そうして、独居については切実です。夫が亡くなってから、台所にある鍋はすべて黒こげ、たしか消したつもりのレストランが心配で、駅まで行つたのに戻ってきたりと、家事は苦手ですべてストレスです。それに旧満州（中国東北部）育ちの私は今住んでいる所に何の未練もありません。「人生いたる所に青山あり」派です。

### 私の古い構え

年寄りとの同居はプラスになる。甘えたり甘えられたりして柔らかい情緒が育つという考えがあります。でも、台所で泣く主婦が増えるのではないか、いや、昨今泣くのは年寄りで、とくに老女の自殺の多い国日本で、しかも若いものと同居している場合の方が、施設や独居よりも多いとのことですから、一つの型にはめるのは問題です。

折りしも「国際家族年」、家族の絆を見直そうとの呼びかけから、三世代同居を賛美する声が高くなってきました。介護休暇制度の導入で老親介護が男女平等の役割になるきざしが見えかけたのに、またぞろ元の木阿弥になっては困ります。

第一、平均寿命が延びた上に、少子社会なのでから、子守はもう生き甲斐にはなりません。孫の可愛いのはせいぜい一〇歳位まででしょう。

それから、わが親には若い頃のイメージが残っていて、どうしても期待過剰になりがちです。

「どうしてこんなこともわからないの」とか「もう忘れたの、昔から家ではこうしてるでしょう」などと、つい文句の一つも言いたくなります。優しく面倒をみるためには、仕事や趣味はすっぱり捨てて、生活のすべてを老親の介護にかけるしかないようです。何か別のことがしたい、仕事がある、となると悩みは大きく、それでは両方が不幸になるのではないのでしょうか。

母が亡くなる日の三日前、時間をとるのでついイライラして、「どこまで私を困らせれば気がすむの」とどなった日の傷みが、二十数年過ぎた今日も私の胸の中でチクチクしています。

罪滅ぼしのつもりで一〇年前始めた、老人病院の食事介護ボランティアが、私の人生観を変えました。寝たきりのお年寄りに、スプーンでゆっくりゆっくり、「ハイ、これはお魚でございますよ、次はお葉、これはおながが動きますから、召し上がって下さい」などと耳のはたで静かに話しかけながら、三〇分も四〇分もかけて、食べさせます。

気が急ぐことは何もないのですから、ていねいにできま  
す。「私ってこんなに優しい人間だったのか」とあらため  
て感心したものです。赤の他人には限りなく優しく接しら  
れるから不思議です。これだ、と思いました。まさに、遠  
くの親類より近くの他人、地域の助け合いで、親身も及ば  
ないほどのお世話をしている例もたくさんあります。ホー  
ムヘルパーでも、家族以上に親しくなり、家ぐるみのおつ  
き合いをしているという話も聞きました。

私の老後は他人の中で暮らそう。施設や病院で少々看護  
婦さんとか寮母さんにきつく当たられようが、手足を縛ら  
れようが、覚悟をきめてかかれれば大したことではない。だ  
んだん感覚も鈍くなるし、ほければこっちのもの。二〇歳  
の娘のつもりで、毎日ハッピーに暮らそうじゃないか。  
これが私の老い構えです。



## ウイメンズ フォーラム開催のあゆみその2

三三頁よりの続き

85. 11. 16  
家庭・家族のゆくえ

新しい家庭のすがたは／男性中心社会は崩壊する

◎ウイメンズ フォーラム 86

生命科学と女たちの未来―変わる母性の意味

86. 11. 1  
ここまできた生命操作／フェミニズムと人口生殖

86. 11. 8  
産むことをめぐる法律はいま／医療からみた生殖技術

86. 11. 15  
フェミニストたちの選択―フランスの場合／生命操作―

問われる“女”の選択“

◎ウイメンズ フォーラム 90

日本の男たちはいま

90. 9. 8  
―女が変わって、男たちは変わったか？

90. 9. 8  
政治の場の男たち

女性議員が変える政治の潮流／男女逆転世界 “フェミ

ニズムの帝国“

90. 10. 6  
マスコミの場の男たち

ジェンダーの色濃いマスメディア内容を反省するため  
に／フェミニズムの網をかけ世の中を見る

## 公的老人ホーム 3種

### 養護老人ホーム

(入所対象) 原則として65歳以上の人で、1と2の要件のうち、各々1つを満たす人。

#### 1 経済的状況

- 1) 高齢者のいる世帯が生活保護を受けているとき。
- 2) 世帯の生計中心者が区市町村の所得割りを課税されていないとき。
- 3) 災害などのため、その世帯の生活の状況が困窮していると認められるとき。

#### 2 環境などの状況

- 1) 心身上の障害のため、日常生活を送ることが困難であり、かつ、世話をしてくれる人がいないとき。
- 2) 家族などと折り合いが良くないとき。
- 3) 住むところがなかったり、住まいがあっても極めて環境が悪いとき。

(処理内容) 給食の提供、その他日常生活に必要なサービスなど。

### 特別養護老人ホーム

(入所対象) 原則として65歳以上の人で、次の要件を満たす人。

- 1) 身体が不自由なため全く起きることができない状態が長く続くとき。
- 2) 食事、排便など常に他人の手を借りなければ生活のできない人で、かつ居宅においてこれを受けることが困難な人(常時医療を必要とする人を除く)

(処理内容) 常時の介護、その他日常生活に必要なサービスなど。

### 軽費有料老人ホームA型・B型

(利用対象) 家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な60歳以上(配偶とともに利用するときは、どちらかが、60歳以上)の人。なお、

- 1) A型はおおむね月収27万円以下の人。
- 2) B型は健康で自炊できる人

(処遇内容) A型は給食その他日常生活に必要なサービスの提供・レクリエーションの実施など。B型は普段利用者が自炊して生活を、必要に応じて相談、病気のときの給食のサービスなどを提供。

### ホームでの自己負担額

本人と扶養義務者の収入額により、負担額が異なる。次のような細かい基準がある。

- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム
    - ・本人の年収が100万円前後の場合、月額約5万円
    - ・扶養義務者の年収が400万円前後の場合、月額14～15万円
- 以上は2人部屋の場合であって、3人部屋、4人部屋、5～6人部屋と大部屋同居になるにつれて、10%ずつ減額になる。

- 軽費有料老人ホーム
    - ・A型…本人の所得税額により、月額6～9万円程度。
    - ・B型…本人の所得税額により、月額4000円～9000円程度(食費は別途負担)
- 入所相談は各区市町村の福祉事務所。軽費有料老人ホームは直接施設で入所受付をしているが、福祉事務所と相談するとよい。ただし、入所希望者が施設定員を大幅に上回っているので、扶養義務者のいない緊急な条件の人が優先され、扶養義務者(家族)がいる場合、数年の入所待ちというケースが多い。

### 高齢者福祉推進10か年戦略 (ゴールド・プラン)

厚生省は1989年、2000年を目指し、総額6兆円の上記プロジェクトを策定した。

プロジェクトには、特別養護老人ホーム入所者を10年間で16万人から24万人に増やすこと。また、入院治療は必要でないが、家庭に戻るには機能訓練や看護・介護が必要な高齢者のための施設(老人保健施設)を創設し、10年間で28万床を作ることで、多少身体が不自由でもホーム・ヘルパーなどの助けを借りて暮らせる、新しいタイプの軽費老人ホーム(ケア・ハウス)10万人分を作ることなどが盛り込まれている。

このプランの重点は在宅福祉サービスで、ホームヘルパー10万人作戦、寝たきり老人、痴呆老人などを短期間預かるショート・ステイ。老人をバスで送迎して毎日昼の間だけ預かるデイ・サービスなど、老人との同居家族の支援を目指している。やはり日本の高齢者福祉は“家族だのみ”という傾向はなくならないようだ。

(本頁の資料作成担当、駒野陽子)

## 講座第4回「“新しい家族”を求めて」

1994年2月5日 午後1:30~4:00

豊島区男女平等推進センター“エポック10”多目的ホール



吉 廣 紀代子

よしひろ きよこ

フリー・ライター

報知新聞運動部記者を経てライター。テーマは人間関係。著書に「非婚時代」（朝日文庫）、「スクランブル家族」（三省堂）、編著に「女が子どもを産みながらない理由」（晩成書房）、近著「セックス・ストレス・カップル」（NHK出版）等がある。



津 田 正 夫

つ だ まさお

NHK名古屋プロデューサー

報道番組制作などを経て番組開発担当プロデューサー。現在ボランティア社会化へのメディアの貢献政策など開拓中。好奇心360度。共著書「農村（むら）と国際結婚」（日本評論社）、「テレビジャーナリズムの現在」（現代書館）、「長良川河口堰」（技術と人間）など。

## 内なる「家族」をどう越えるか？

—男性社会をリフォームする

津田 正夫

ご紹介いただきました津田です。NHKで、今は事務屋をやっておりますが、ニュースや報道番組をつくる職場で長くやってきました。

私は、ただの一介の、男社会を長くやってきたサラリーマンです。結婚をし、それなりの家族もつくっております。特別なものではないけれども、じたばたもがいているところもあるわけです。

一言お断りしますが、私はフェミニストではありません。ただ、お互いが不愉快でない関係になれればいいなと思つている程度です。まあ、男は、自分のことをなかなかしやべらないからと、今日は引っぱりだされてきました。

原家族

私の親父は金沢でまだ生きております。明治四二年の生まれで、暴力的で、六人きょうだいがだいたい殴られて育つています。台所の隅でいつもおふくろは泣いているというのをいつも見て育ちました。一方、親父は戦時中も歯医者をしておりまして、若干の科学的知識というか、そういうものもあつて、この戦争は敗けるといふことを公言していました。あるいは東京の三月一〇日の空襲で入谷にいて家を焼かれて、金沢に逃げ帰ったということもあつて、防空壕や竹槍の訓練なんか、役にたたないということをよく知っていたわけですね。ものごとの筋道は通つていて、あ

る種近代的な父なんです、片方で家族に対して暴力的に当たるといふか、そういうふうにして教育をするというふうなこともありました。

母親は茨城の生まれですが、東京にもらわれて育ちました。きょうだいで自分だけがということを変心の傷に思っていて、金沢に嫁いだから後、何かの折りに、冠婚葬祭の時に東京に来るんですけども、親のところに行くことができない。昔の人の義理固さというか、そういうことしちゃいけないと思ひ込んで、とても従属的な感じ、母親は育ってきました。

私自身は、昭和一八年の生まれですから、ものごころついてから、男女は平等、議会には民主主義があつて、日本は戦争に加わらないというふうな学校で習い、そうまともな思ひがきました。別に正義感とか何とかじゃなくて、父親に対する反発もあります。

高校生くらいになつて、同じ新聞部の女の子にそういう話をしてたら、男女が平等だと思ひつてゐるの？ あんた馬鹿ね、と言われまして、すごいショックを受けました。彼女たちからすれば、早いうちから平等じゃないと気づいていたんだらうと思ひんですが。

今一緒に暮らしている相棒は同い年で、高校の教師をしています。父親が戦中の結核で、戦後すぐ死んでしまい、

母親が再婚するために妹と二人して養女に出され、彼女は岐阜の農家にもらわれました。家を継ぐべくして養女となつたわけです。大人になるまでそれを知りませんでした。

僕とは学生の時に知り合いました。大学では女性史研究会をやつていて、井上清の『日本女性史』とか読んだり、政治活動をしてました。でも戦前女性が選挙権もなく、平等でなかつたということに対して、いろいろ疑問を持つたり勉強しながら、自分が家政科にゐること、良妻賢母になる教育を受けて、そういう授業を学校でやるということに対して矛盾を感じていて、家庭科の教師になるということがいやだいやだと言つてました。そういう矛盾を抱えたまま就職をしたわけです。

就職をして、結婚をするしないという、青春ですからつたもんだありましたけれども、友だちがよつてたかつて結婚させてくれたんです。実行委員会というのを友だちがつくつて、そこで、結婚制度、家族とはどうあるべきとか、いろいろ議論しました。意見もずいぶん出ました。とどのつまりは、家族というのはあつちやいけなないと。天皇を一番てつべんに置いて、階級制度があつて、その中に家というのがあるんだと。結局うちの相棒が、こういう結婚はやめるべきだと言つたら、友だちは皆怒りましてね。あなたたち何言つてんの、一緒になりたいの、なりたくない

のか、どっちなんだと。こっちは、一緒になってもいいけど結婚はいやだとか何とか言って、結婚式とかそういうことせずに、集会を開いて宣言を読み上げると、大変自己欺瞞的なんです、若さゆえにそういうことをやりました。

### 相棒との共同体

子どもができて、その頃ゼロ歳児保育とかありませんので、両方のおふくろさんに頼んだり、あるいは子どもが病気になる時は、どちらかがずる休みをしたりと、いろいろごまかしながらやってきました。保育所は、その頃三時までしか預からない。三時じゃとても話にならないから、五時、六時まで延長させていくとか、ゼロ歳も入れていくとか要求しました。父親、母親で手を結んで保育所の中に座り込んだり、市長に交渉に行ったり、激しい時は市役所に子どもを預けて会社に行っちゃったりして……、むちゃをして子どもには、ひどいことしたなと思います。

そういうふうにして、地域のことあるいは職場のこと保育園のこと、僕は彼女とあるいは友だちと一緒につくっていくというものが共同体だろうと思っていました。その中で一番相性のいいやつと一緒に住んでいるんだという程度に夫婦というか、家族を考えていまして、借老同穴とかは

さらさら思っています。たまたま同じ課題を一緒に担う相手で、戦いの仲間であろうと思っていたんです。でもそこに子どもができてくるとかすると、出発点では何も失うべきものもないプロレタリアートだったのが、小金も貯まってくるし、家も建てたいしということになると、これはどういうものだろうか……。それぞれの領域も広がってくるし、“闘い”の中に矛盾もあって、正義ばかりじゃない。何よりも“暮らし”というものが入り込んでくる。必ずしも単純に“家族解体”とはいかないなあ、と思いはじめてきました。

ともかく出発としては、人間というのは自分の稼ぎは自分で稼ぐ、食いつ持ちくらいは自分で稼ぐというのが、何の疑問もなく当たり前だと思っていました。彼女もそう思っていたし、何のトラブルもなくそういうふうにしてきたわけです。稼ぎは共同だし、支出も割勘だし、彼女と割勘だけじゃなくて、友だちづき合ひもそうでしたしね。

とにかく生きるということについては自分でかたをつけるのが筋だろうと。原理原則は絶対自分でやることだ。死ぬことも自分で決めるべきことであって、人様に決めてもらうべきことではないと、願望しています。

## 報道現場で見た家族像

そうは言いながら、報道の仕事をしてますので、いろいろな家族を見てきました。私自身の子どもも積木崩しの時代があつて、その頃、そういう子ども、家庭内暴力とか、学校内で暴力をふるい、苦しんでいる、のたうちまわっている子どもたち、親たちをいっぱい取材しました。

その中に、名古屋で今もやっている戸塚ヨットスクールがあります。『手のつけようがない』青少年を戸塚宏さんが引き受けていて、荒海の上に、ヨットに乗せて押し出すわけです。そこでは甘えようがないから、否応なく自分を頼りにして子どもが育つという考えの元なんです。

家庭の中で暴力を追っかけていくと、子どもたちを取材しているつもりなんだけども、結局のところ親や家の中の問題に入っていく……。

一概には言えないんですが、ちよつと単純化して言いますと、大体殴られるのはお母さん。優しく、内向的で、賢明なお母さんが、殴られ蹴られして、血だらけになってる。お父さんは社会的に地位が高くて、家庭内の恥を絶対に外に出しちゃいけないと思ひ込んでる。心を痛めていても、替わつて殴られ蹴られ格闘すれば次の日会社に行けない。そういう立場には絶対自分を置かない。結局母親

の責任だからとか、お前に任せているんだからと言われて、母親の方もそのことに対して、自分の責任だと考えている。自分に愛情を注いできた子どもだからとかいって、夫をそこに引きずり込むということはしない。そういう図式というのが変わらない限り、ますますそこに激しくいらだたく暴れるという図式があつて、子どもの暴力も止まないわけですね。意地悪く言うと、夫の収入に依存して自分が生きていくという役割を抜けようとしなのお母さん。わずらわしいものは、みんな母親や、妻に押しつけて、自分の体面だけ守ろうとするお父さんに数多く出会いました。

あるいはアジアからやってきた花嫁さんたち。八六年頃からです。なぜフィリピン、タイから、日本の北関東や東北の農村に、こんなにたくさん花嫁が連れてこられるのかと。花嫁獲得業者に連れられていって、次の日見合ひして、その次の日結婚式して、一日新婚旅行して、五日目には帰ってきちゃう。コミユニケーションも愛情もあつたものじゃなくて、しゃにむに農村に花嫁を連れてくるという、そういう図式の中で、その農村を訪ね歩いたり、そこから逃げ出して、大使館に逃げ込んだりする女性たちを見てきました。農業問題もあるし、アジアと日本の関係のこともあつたし、男女問題とかいろいろな問題がからんでいます。けれども、結局そういうことまでして女をすえとかなさやい



けない村の構造とか、家の制度というのは、これは何なんだろうと……。

## 男社会、日本

そういうことをあげ始めたらきりがありませんが、上方は新聞を毎日毎日賑わしている政治の構造。ロッキードだリクルート、ゼネコンだという、そこに政治家もからめば、やくざもからむ。日本の企業制度というのは、企業の中での男社会です。男がつくっているいろいろなシステムというのは、農村であっても企業の中であっても、みな同じような構造を持っている。私は、会社の中にいてそう感じています。

私のところは報道の職場ですから、数年ごとに定期的な異動というのがあります。まず、内示があつて、一週間後に発令、それから一週間以内に赴任しなければいけないんです。そこで、うちには病人が寝ていますからとか、女房が生協やっていますからと言つたつて、暮らしとかそんなことは関係ないわけです、企業活動にとつては。じゃあお前行けないんなら、ここにいてもらわなくてもいいんだよ次があるから、で、おしまいなんです。

それは上からの強制とか脅迫とかいうことだけじゃなく

て、それに応じるように、そこで働く男たちの意識、行動様式になっていきますね。家族連れて行けなきや単身で行くわけですけど、そういう男は、いまいち三角なわけです。赴任先で病気になったり、女性関係のトラブルを起したり、やけになつたりすると困ると。つまり、二四時間スタンバイして、企業の言うなりになっていく社員が二重丸なわけですね。

そういうふうにして会社の中で、ある種完結した体系と、いうのがあつて、日曜日にも上司のゴルフバッグを背負い、上司が引越したといえ、奥さんぐるみ手伝いに行く。そういう企業の中での人間関係が、合理的なビジネス・シーンにとどまらない全人間関係を強いてくる。その中では、病気になるうが、冠婚葬祭があろうが、皆そこでカンパ集めたり、弔慰金集めたりして一貫処理してくれる、一種の体系的な完結した構造というのがあります。そういうものが、例えば談合であつたり、賄賂であつたりしても、そのことを外に出さない。内輪のこととしてとじ込めてしまふという構造があると思うんです。

そういう男社会というのを、どうやって変えていくことができるだろうということを、いろいろ悩んだりしているんです。けれども、フェミニストの一部の人のおっしゃる、あるいは行政の「男と女のいい関係」みたいな講座、僕も

参加することがあるんですが、何か違うんだなという感じがあるわけです。労働時間を何としても短縮させて、男は五時になったらちゃんと家に帰って、そして家事育児を一緒に担いなさい。赤ちゃんをお風呂に入れたり、一緒に買物に行ったりして、それがいい家族ですよ。それが立派な夫というものです。そういうようなビデオまでいっぱいくられちゃって、見させられて、ああこういうのがいい男なのかと……、でもどうも違うんじゃないかなと思うんですね。

### 人間を支える三本の足

じゃどうしたらいいのかというと、そんなにすつきり言えないんですけども、私は、人間の自立ということとの関係と社会関係と、三つの輪を描いてみました。人間が自立していく、その自立した人間同士が絆を持ったり、関係を持ったりして、あるいはそういう対の関係が集まって社会的な関係となる。世の中をつくっていく時に三本の足テーパーみたいなもので、どの一つの足がなくなっても多分うまくいかないだろう。そう思います。

行政が言う、「男と女のいい関係」。それはそれで一つの足だと思っんです。一緒に買物をするとか風呂を沸かす

ということだけじゃなくて、お互いにどういう生き方をしているのかということ、向き合って対話を重ねたり、相手の生き方から学んだり、いろいろ新しい要素を持ち込む。あるいは今まで教えられてきたあり方とは違った、新しい形も発見していくのかもしれないです。

例えばそういう例の一つを言いますと、「東京都の性の商品化に関する調査報告書」で、僕がびっくり仰天した点があります。それは、「女性を容姿で評価することに抵抗があるかどうか」という問いに対して、女性は、「非常に抵抗がある」と「抵抗がある」と合わせて九割くらいいるわけですね。じゃあ、男はどう答えているかというと、何と一九%の男が「非常に抵抗がある」と答えている。「やや抵抗がある」と答えているのと、七割もの男が「抵抗がある」と答えているのです。まさかと多くの女性は思うでしょう、でも男自身が、相手の性を姿形で評価することに對してヘンだと思っているにもかかわらず、そのことを表現していない。

ここで会議を開いたら最後、絶対そういうことは言わない。わが社の〇周年記念でミスコンテストをやってみたくて、だれか反対でもありませんか。七割反対だと思っいても、それは言わないわけです。それは組織とか企業とか男の行動様式というもので、そこで言っちゃいけないと、

縛りがかかっているわけですね。

つまりそういう自分の個人としての思いと、集団としての行動の間にすごいギャップがある。自己表現しようとして、意識化しようとしていない、押さえてしまおうというように、引き裂かれ方というか、ギャップがある。そういう自分に対する関係、あるいは相手に対する関係というのが、非常に大きな問題としてあると思うんですが、それはあくまで三本足の一つの柱。

もう一つそういう関係をずっと社会的に広げていった時に、職場の中で、あるいは町内会でもいいですし、労働組合の場、生協とかいろいろな集団の場で、そういうところで男は顕著に能力を発揮しているわけで、でも、女性を採用、昇進などで差別をしている。あるいは初めから相手にしていない。あるいは環境に負荷を与える商品を出して平気であるとか、軍事的なことに関与しているとか、そういう様々な反社会的な（と、一概に言っていないかわからないけど）企業活動を温存しておいて、それでもって一私人としては、早く帰って赤ん坊を風呂に入れておくことをしたってしようがないだろうと思うんです。

男はそこで、役割でもって権力を持っているんだということなんです。だからその権力に対して、あくまでも誠実に最大限変えていくようにとか、生き方変えて、親の介護

に行きなさいよと言っても、男はなかなか一人離脱してはいきにくいんです。だけれども、あなたの会社遅れてますよと言われたら、そそくさと介護休暇制度をつくったりもするわけですよ。非常に男は不思議な動物で、生きがいをかけて、命かけて評価されてドラマやっている。その自分の責任を持つている役割というものを、組織とか、仕事を媒介にして変えさせないことには、個人だけ引きずりだしてきて、さあ介護やりなさい、赤ん坊あやしなさいと言ったのでは、あまり説得力ないだろうと思うんです。

そうかといって、家事やらなくてもいいということではないんです。それはそれでやるべきなことでも、もうすでに責任を負ってしまったっている仕事とか、責任というものに対して本当の人間らしい仕事のあり方に変えなさいよということも媒介として出していけないと、男というのは変えないんじゃないかなと。このことは伝えておきたいのです。

女なんか差別して、月給半分にして、世界中から非難されてるんじゃないかと、平等の土俵の中で、本当に堂々とビジネスならビジネスをやってみなさいよというのが、男として人間として当たり前のあるあり方であって、そのところ男が応えられなかったら、多分この男社会というのはつぶれていくんだらう、というように思います。

## オプシヨンとしての「家族」

— 結縁家族のいろいろ

吉 廣 紀代子

現在、非常に急速に高齢化が進んでいます。同時に若い

人たちの間では、シングル化が広がっています。一九六五

年生まれ以降の人は、五〇歳までに一度も結婚しない・生

涯シングルが八・四〜一九%になると予測されています。

上限と下限では、かなり差がある数字ですが、離婚した人

も含めると、二割以上が確実にシングルになりそうです。

こうなると、高齢者とシングルの増加で、単身世帯が年

を追って増えることになるでしょう。現在、単身世帯が一

番多いのは、東京です。九〇年に行われた国勢調査では、

三六%ですが、都心に近い区では大体五〇%に達していま

す。

一緒に暮らせば家族

実家から離れて暮らすシングルでも、一人で暮らすより誰かと一緒に生活したい、友だちと共同生活がしたいという人もいます。そういう場合、どんな暮らし方が可能なのか、既に実践している人たちを紹介しながら、血縁のない人たちが一緒に暮らす結縁家族は、結婚してつくる家族とどういう点が異なるのか、お伝えしたいと思います。

結縁家族の特徴は、暮らし、時間、空間の共有、精神的、情緒的繋がりを互いに持つことです。結婚してつくる生殖家族と違う点は、セックスと子どもの養育を選択することができ、経済的依存関係がないことです。そして、どうい

う条件が必要かと言うと、経済的、生活上の自立に加えて、精神的な自立と性的な自立も大切です。性的な自立は、特に男女混合で共同生活をする場合は、うまくいくか・いかないかの鍵を握ることになります。

私は、一九八九年に「一緒に暮らせば家族」をテーマに、血縁によらない家族をつくっている人たちをインタビューして「スクランブル家族」(三省堂)を出しました。拙著で紹介した結縁家族を便宜的に分類しますと、役割型、平等型、目的型、混合型となります。

里子など、子どもを育てている家族は、性別分業を基本にした役割型を踏襲しています。生物学上の父親、母親でなくても、子どもに対しては父親役、母親役をやっています。子どもを育てている人たちも、様々な組み合わせです。実子と里子の両方と一緒に暮らしている場合や、里子を育てているシングル之母と娘の家族もあります。一、二年と期限を区切った山村留学のような例もあります。

平等型は、友だち同士の共同生活が主で、生活上の自立は当然のことながら、経済的にも精神的にも自立していません。一緒に暮らしながら、精神的に成長していく人たちも見られます。

目的型は、生活だけでなく経済的な面が強調される場合もあります。

埼玉県の寄居町と小川町にまたがって農業や養鶏をしている皆農塾は、有機栽培で野菜を作り、放し飼いにした鶏の卵を売って暮らす人たちの集まりです。塾の本部が集会所みたいになっていて、昼食を一緒に食べていますが、住まいは別々です。一人暮らしがあつたり、家族一緒だったります。玄米菜食をするために一緒に暮らしているグループもありました。これも、シングルがいたり家族だったり、いろいろでした。調理は当番制で、一週間に一度、早朝、メンバー全員で掃除とミーティングをしています。

それから、混合型は、夫婦と子ども一人の三人家族と、子どもが一人いるシングルマザーの合計五人が一軒の家で暮らしていました。中心になっているのは、大人の女性二人で友だちでした。子どもは年齢が近い男の子で、二人はきょうだいみたいになっています。その後、大人の男性は、隣のアパートで一人暮らしをするようになりましたが、食事は五人一緒にしています。女性二人は、喧嘩をしょっちゅうして、何度か別れようと決心したんですが、その都度、子どもたちに反対されて、その結果として続いています。

### 縁を結び続けるために

これまで、自立と言うと、女性には経済的な面、男性に

は生活上の自立が問われることが多かったと思いますが、結縁家族をインタビュアーして強く印象に残っているのは、精神的自立の重要性でした。自分の欲望を抑えて他人のために何かをするには、ただ単に心が美しいというだけでなく、他人を受け入れるキャパシティがないとできません。いわゆる、太っ腹ですね。心が広く、オープンで、自分のことはさて置き人に尽くせるようになっては続きません。大人であっても、誰かに優しい言葉をかけてもらわないと、一日を気分よくすごせないような淋しがりやであったり、精神的依存が顕著な人ですと、一緒に暮らす人が情緒的側面にも配慮しなくてはならなくなるので、負担が多くなります。

言葉を変えれば、必要に応じて喧嘩ができる関係ですか。それぞれが自立していないと、喧嘩をしたら、感情的になつてしまい、「もう最後」となりかねません。

一緒に暮らすには、住宅事情もありますから、メンバーはまず、四人くらいが頭に浮かぶようですが、実際にやってみてスムーズに発展してくると、もっと多い方がよいようです。

結縁家族をつくっている人たちから話を聞かせてもらっていて、私が特に感動したのは、群馬県の赤城山の麓でグループファミリー・ホームを続けている横堀夫妻でした。

揃ってクリスチャンで、戦後、長い間、養護施設で働いていた方たちです。施設で子どもたちを一生懸命育てても、施設を出て社会で働くようになって結婚して子どもができると、家族をつくっていく方法を体験的に学習していないから離婚してしまうケースが多い。そして、結局、その子どもたちがまた施設へ送られてくることになるので、施設が施設の子どもの再生産の場となってしまう。そこで、どうにか子どもたちを家庭で育てたいと、施設を辞めて二〇人くらいが一緒に暮らせる住宅を建てて、里子や親から預かった子どもたちの面倒をみています。施設でも手を焼いて職員を困らせていた子や、家庭内暴力で親がどうすることもできなくなった中学生や高校生もいました。でも、何年か横堀さんの所で皆と一緒に暮らすと、社会生活ができるように変わっていきます。

その秘訣の一つは、夫婦がしっかり父親と母親をやっている、子どもたちにそれぞれ役割をまかせていることです。田舎ですから、畑があるし、山羊や兎や犬などの動物も飼っています。だから、餌をやる役や掃除、風呂を沸かすなど子どもたちがやって、自分が役に立っている実感を持たせるようにしています。そして、親は、子どもが悪いことをしたら、本気で叱る、よいことをすれば、心を込めて褒める。これを徹底して実行しています。

この基本ルールは、相手が子どもでなくても共同生活をする上では参考になるのではないかと思いました。それと結縁家族は片手間にはできないですね。少々の困難におつかつても、とにかくやれるところまでやってみようという意気込みでなければ離散の憂き目です。血縁がないから、いつでも解消できるみたいな関係は、すぐに壊れてしまうでしょう。

血縁家族の互いに慈しみ合つて醸し出される安心感、得難いものですが、とかく閉鎖的になりがちですね。これに対して結縁家族は、スタートのタイミングを選ばず、いくつになつても始められますし、常に人間関係を学ぶ場ともなり開放的です。

### 様々な結縁家族

海外の動きも少し紹介しておきます。ただし、私が直接に取材したものではありません。メディアに登場したもののの中から選びました。

最初は、スウェーデンのストックホルムにできたコレクティブハウスです。市営の賃貸住宅ですが、入居資格は小さな子どもがいない四〇歳以上の男女で、設計の最初の段階から入居者が要望を出して進められています。居室の広

さは三七〇七五平方メートルの各種があつて、共用部分は台所と食堂、多目的室、写真の暗室、工作室です。他にサウナ、屋上テラス、ゲストルーム等です。

暮らしている人たちの七〇%はシングルで、夫婦は七組、女性が多くを占めています。食事は六人一組の当番制で、共用スペースの掃除も当番制です。

ハードは公私の違いを別にすると、首都圏にいくつかできたシニアハウスに近いようですが、ソフトは居住者が交代で分担をしていますから異なっています。

アメリカで近年、見られるようになったのはコーハウジングと呼ばれる分譲のタウンハウスです。カリフォルニア州にできた例では、一万二〇〇〇平方メートルのスペースに低層の壁を共有する二六の住宅を建て、家族単位で六〇人が暮らしています。買い物と食事が当番制で、食堂とか洗濯室、工作室、ゲストルームを共用するスタイルです。住宅の周りは菜園にしています。

主な目的は、子どもの共同保育です。共働きの夫婦やシングルマザーが幼い子どもたちと一緒に育てながら、子どものいない人たちも協力しています。

日本には、ハード面が似ているもので、京都の宇治市に、あじろぎ横町があります。私が取材した時点で、一七世帯、七四人（大人三六、子ども三八人）がゆるやかな連帯を保

ちながら暮らしていました。生活は家族単位ですが、週末は数家族が一緒に買い物や食事をしています。子どもの保育園を通して親が知り合った仲で、その中に建築家がいたので共同住宅を建てて、協力できるところで助け合おうとつくられました。今では子どもたちは大きくなっています。小さい時からの仲間ですから日曜日には何人かが喫茶店なんかをやつて、注文をとつてフルーツパフェの出前なんかやつて小遣いを稼いでいます。共用部分の庭とかどぶ掃除なんかは、皆が出て一斉にやっています。

アメリカの例に戻りますと、同じカリフォルニアのメキシコ国境に近いサンディエゴには、男性八人が共同生活をしているワイルドグローバーもあります。男性は全員がヘテロセクシユアルで、年齢は二四〜三二歳で、揃つて専門職です。四人が大学勤務、二人は医師、一人は生物学者、一人は技師。個室のほかに共用の台所と食堂、リビングルーム、工作室、ゲストルームがあります。

調理は当番制でやっていますが、一人だけ料理が苦手な人がつくつたのはおいしくないのでローテーションからはずして、その埋め合わせは掃除でがんばってもらうようにしています。毎週二回、ミーティングをしています。一回は運営上の問題を話し合うため、もう一回はグループの人間関係や個人的な問題を相談するため、そ

の時は心理学者やカウンセラーをゲストに招いたりしています。

この特徴は、“女人禁制”で、それぞれの恋愛は自由ですが、セックスは共同生活の中に持ち込まないことを決めています。女性が出入りできるのは、年二回開かれてお祭りだけに限られています。女性をオフリミットにしている理由は、これまでの体験で、男性の共同体は女性問題がからんで嫉妬や感情的な対立から破綻した例が多かつたからです。

いずれにしても、結婚しなければ家族がつかれない、子どもが育てられないというのではなく、それ以外にも様々な暮らし方がある方が、つまり、暮らし方の多様性をお互い認め合つていくことが、これからの時代では必要になつてくると思われれます。高齢社会、シングル化社会では、一人で暮らすにしても、他人と係わらないですごせませんから、暮らしの人間関係をどう捉えるかという問題に繋がります。密着したものから、ゆるやかな関係までオプションとして選べることになれば、家族の問題を考える上で少しは視野の広がりや気持ちのゆとりが持てるのではないのでしょうか。



## 連続公開講座

### 「女性と家族」を終えて

全四回、約一年にわたる連続講座（参加者総計二二二名）を終えて、その記録をまとめる作業にかかり、ようやく記録集が発行できました。

94年の国際家族年を意識しての企画でしたが、改めてこの十数年の間の家族の変容を確かめることができました。

激しく変わりつつある家族の実態に対して、民法や、社会政策や、福祉の現実がいかに立ち遅れているか、そしてそのズレがどんなに女性にしわよせされているか、も見えてきて、家族をめぐる女性問題に新しい視野が開けてきたように思います。この講座で十分に論じることのできなかつた「家族」の定義や、これまで家族形成の核となつてき

た女と男の関係などについて、更に考えてみたい、と思っています。

94年度は、この講座の延長として、「女と男の関係」を柱として研究を進める予定です。

つきましては、会員・読者会員に限らず、講座に一回でも参加された方や、この記録集をお読みくださった方にも、ご投稿いただき、次号会報に誌上参加していただきたいと思えます。（投稿要領は一七ページご覧下さい）

恋愛・結婚・離婚ほか、新しい男女のかかわりに関してご意見や、ご感想をお寄せください。

最後に、講師をお引受けくださった方々、講座参加者の皆様、講座実施と記録集発行に対して助成してくださった東京女性財団に心からお礼を申しあげます。また、忙しいお仕事の合間を縫って、論集の仕事を進めてくださった奥山妙子さん、全期間にわたつて、講座運営の細々した事務を引き受けてくださった佐々間米子さん、ほんとうにお疲れ様でした。

（駒野陽子）

〈編集後記〉

この「記録集」は、当会の機関誌とも言うべき「会報」とは別建てで、フォーラム開催の後、随時刊行されている。会報の編集作業は、事務局の駒野さんと佐久間さんに、いつもすっかり「おまかせ」してしまい、毎号ご苦労をかけている。だからと言うわけではないが、記録集ぐらいは会員の誰かが担当するのが、通例となっている。

ところで、会場に居合わせた者としては、当日の発言をすべてそのまま文字にしてお届けしたいと思う。だが編集担当の身となれば、紙幅の関係やらで、そうは行かない。今回、会場発言や問題提起の部分は削らねばならなかった。発言者の方々、本当に申し訳ありません。講師の皆さんには、テープ起こし原稿に手を入れていただき、または新たに書き下していただいた。どうもありがとうございます。さて、臨場感をどれだけお伝えできたかとなると、ころもとない。自分の編集技術の未熟さを棚に上げて、ぜひ実際のご参加を呼びかける次第である。

初めての編集は、結構手間取ったものの、作業そのものは楽しかった。次回は、あなたがトライしてみませんか。

懇話会会員 奥山 妙子

発行日	平成6 (1994) 年3月31日
発行所	〒160 東京都渋谷区上原1-47-4 金子ビル302号
	日本婦人問題懇話会
	Japan Women's Forum
電話	03-3466-8252
郵便振替	00100-3-21134
定価	760円 (送料別途240円)



# 女性の呼び方 大研究

—ギャルからオバさんまで—

●遠藤織枝編／1,600円

奥さん・おまえ・カノ  
ジョ・うち(会社)の  
女の子・オバさん…  
女性の呼び方の語源  
や変遷を辿り、外国  
との比較も含めフェ  
ミニズムの視点から  
考察する。



# 迷える20代

—生き方美人誕生—

●吉廣紀代子著／1,500円

仕事・転職・恋愛・結婚・  
育児など、現代女性が直面  
する悩みについて35人の女  
性にインタビュー。迷える  
20代に贈る先輩からの熱い  
メッセージ!



# 桃色の 権力

世界の女たちは  
政治を変える

三井マリ子著  
1,600円

男の牙城である政治の場に、  
世界の女性政治家はどのよ  
うに進出していったのか—  
元氣印の三井マリ子が、  
世界の女たちを通して、日  
本の政治・権力構造に挑む。

# 女子差別撤廃条約

—国際化の中の女性の地位—  
●国際女性の地位協定会編／1,800円  
『世界女性の権利のカタログ』と呼ばれる  
女子差別撤廃条約を解説し、  
今後の課題について考察する。

# 女性史研究入門

●歴史科学協議会編／2,150円  
女性史研究の現状と課題、  
豊富な史料ガイド、  
周辺諸学からの視点などを網羅した、  
初の女性史総合ハンドブック。

# 三省堂が贈る 女性読本

東京都千代田区三崎町2-22-14  
03-3230-9412(販売)

●平田十二著／1,600円

女性の留学も、いよいよホンモノの時  
代！語学に自信がない、外国生活が不  
安、帰国後の就職も不安など…、女性  
がためらう留学へのネックを解消し、  
キャリア・アップ留学作戦を指南!

# 成田発OL便

—キャリア留学相談室レポート—



# 現代女性読本

●神田道子＋女性の学習情報をつなぐ会編  
『女性問題』とは何か—性差別・結婚  
自立など、現代女性の抱える問題点を  
掘りおこし、21世紀に向けて女性問題を考える。

選書144／1,500円